

# 第三次 稲城市消防基本計画



平成28年3月  
稲 城 市

### 第三次稲城市消防基本計画の策定にあたって

---

本市は、平成 8 年に策定した「稲城市消防基本計画」および平成 18 年に策定した「第二次稲城市消防基本計画」に基づき、消防組織法第 9 条の規定による市単独の消防本部を継続し、消防体制の充実強化を図ってまいりました。

この間、市域はニュータウン地域のさらなる発展や各地の区画整理事業、また J R 南武線の高架化や南山地域の開発など、大きく都市基盤整備の進展が図られました。

こうした変化に対応するため、消防行政においては稲城市消防委員会をはじめ、多くの防災関係者の方々のご意見をもとに、消防機動力となる消防車両などの装備や資機材、また災害活動において最重要課題となる職員の配置等について充実強化を図り、さらに長期にわたって課題となっていました消防出張所の整備に取り組んでまいりました。

一方、最近の災害状況をみると、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災をはじめ、想定をはるかに超える災害が頻発し、気候変動などに起因する豪雨が引き金となって発生する水災害や土砂崩れ、さらに火山の噴火も国内各地で危険性が指摘されており、その対応が課題となっています。

また、日本の社会全体が高齢化の一途をたどるなかで、救急需要が増加するなど、消防の担う役割が今後もさらに多角的になると考えられます。

こうした状況にあって、国による「消防力の整備指針」の見直しが行われ、消防力の強化が要請されており、また、全国的な動向として、消防の広域化が進められていますが、そうした消防をとりまく環境の変化を見極めながら、本市にあっては東京都の中で島嶼地域を除いて唯一の市単独消防本部として、そのメリットを生かし、消防団をはじめ防災関係団体と連携した体制のなかで、各種災害活動、救急業務さらに防災関係業務を推進してまいりました。

本市の消防のさらなる充実強化を目指し、将来に向けてのあるべき姿について、この「第三次稲城市消防基本計画」において、より安全で安心な街を築くため、消防行政全般にわたる課題に対応する計画を策定しました。

本計画の策定に際しまして、ご尽力いただきました消防委員会のみなさまをはじめ、ご提言をいただきました稲城市議会並びに関係者のみなさまに心からお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

稲城市長 高橋 勝 浩





# 第三次稲城市消防基本計画

## ◇◇◇◇◇◇◇◇ 目 次 ◇◇◇◇◇◇◇◇

### 第1部 総論

#### 第1章 計画策定に向けて…………… 3

#### 第2章 計画策定に向けた取組み…………… 4

- 1 市民が安心して生活できる消防体制の充実強化…………… 4
- 2 消防庁舎施設機能の充実・整備…………… 5
- 3 職場環境の充実・人材育成の強化…………… 5
- 4 消防機動力の充実・整備…………… 6

#### 第3章 計画の期間…………… 7

#### 第4章 時代の変化に対応する取組み…………… 7

- 1 人口構造の変化に対する取組み…………… 7
- 2 地域環境の変化に対する取組み…………… 8
- 3 大規模災害への取組み…………… 9

### 第2部 基本計画（各論）

#### 第1章 市民が安心できる消防体制…………… 15

- 1 消火活動体制…………… 16
- 2 救急活動体制…………… 18
- 3 救助活動体制…………… 20
- 4 大規模広域特殊災害活動体制…………… 22
- 5 各種災害活動体制…………… 24
- 6 消防情報通信体制…………… 26

## 第2章 火災予防対策..... 28

- 1 予防行政..... 29
- 2 危険物行政..... 30
- 3 査察行政..... 32
- 4 住宅防火対策..... 34
- 5 高齢者福祉施設等の安全対策..... 35

## 第3章 地域防災力の向上..... 36

- 1 市民の防災意識の高揚..... 36
- 2 女性の視点・意見..... 37

## 第4章 地域と連携した消防团组织..... 38

- 1 消防团组织体制..... 38
- 2 消防団活動体制..... 41

## 第5章 防災関係団体との連携..... 44

- 1 防災関係団体の充実..... 44
  - (1) 稲城市災害防止協会の活動と組織運営..... 44
  - (2) 稲城市女性防火クラブの活動と組織運営..... 46
  - (3) 稲城市少年消防クラブの活動と組織運営..... 48
- 2 防災関係団体の連携..... 50

## 資 料

- 用語の解説（本文中の＊のついた語句について解説しています）..... 55
- 稲城市消防委員会委員名簿..... 59
- 第三次稲城市消防基本計画について（諮問）..... 60
- 第三次稲城市消防基本計画について（答申）..... 61

# 第1部 総論

第1章 計画策定に向けて

第2章 計画策定に向けた取組み

第3章 計画の期間

第4章 時代の変化に対応する取組み



## 第 1 章 計画策定に向けて

本市は、昭和 42 年（1967 年）に稲城町消防本部を発足して以来、市単独消防として組織体制、施設整備等を含む消防力の強化を進めています。

この間、計画的な消防行政を図るため、平成 8 年（1996 年）に「稲城市消防基本計画」を策定し、都市基盤整備の進捗や高齢化社会の進展、また阪神・淡路大震災などの大規模災害の発生を踏まえた計画のもとに「災害に強いまち 稲城」を目指して消防業務に取り組みました。

そして、平成 18 年（2006 年）には「第二次稲城市消防基本計画」を策定し、策定にあたって稲城市長からの諮問を受けて答申された稲城市消防委員会の「消防体制については、市単独消防の特徴を生かした様々な施策を展開し、国の消防力の整備指針に準拠するとともに着実に消防体制の充実・強化策を推進すること」との意見を尊重し、市が推進している市民組織との協働を消防・防災の分野においても深めながら、市民の期待と信頼に応える消防体制の充実強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、その後の社会情勢に目を向けると、さらなる高齢化社会の進展や新型インフルエンザをはじめとする感染症の流行に伴う救急需要の増大、また出火件数の多くを占める放火・放火の疑いによる火災や全国的に増加している雑居ビル、社会福祉施設等における火災発生への対応が急務となっています。

さらに、近年の災害形態を見ますと大規模地震をはじめ、地球温暖化の影響と見られる大型台風や、局地的集中豪雨などの自然災害の発生など、市民の安全・安心を脅かす災害は複雑多様化しており、こうした大規模災害等に対する消防の行政需要はますます高まっています。

このような状況のなかで、10 カ年の計画として策定した「第二次稲城市消防基本計画」は、平成 27 年度（2015 年度）に終了することから、今後の消防体制を計画するにあたり、人口推計や地域開発の動向、市の財政状況等を踏まえ、さらなる市単独消防の特性を活かし、本市の消防が目指す姿を明確にするとともに、これを実現するため、現状と課題、施策を示す消防の基本計画として、「第三次稲城市消防基本計画」を策定するものです。



## 第2章 計画策定に向けた取組み

### 1 市民が安心して生活できる消防体制の充実強化

国が推進する消防の広域化や事務委託を踏まえ、常備消防のあり方について、消防関係者と市内各地域の知識経験者で構成される稲城市消防委員会での審議を通じて、基本計画の検討を重ねてきました。

国が推進する消防の広域化や事務委託は、小規模な消防本部では出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることから、広域化や事務委託により効果的な消防部隊の運用や、消防に関する行財政運営の効率化が期待されると示されています。

一方、その反面、広域化や事務委託による消防体制は、構成市町村が運営に対等に参画することで、各市町村の調整が必要なため意思決定の迅速性に欠けることや、消防本部と市町村・消防団との連携が希薄になることが懸念されるなどの課題も示されています。

こうした状況を踏まえ、現状の市単独消防と消防の広域化、事務委託について消防委員会で比較検討を行い審議したところ、市単独消防であることで、なによりも地域に密着し、地域防災の中核的存在である消防団との連携が良好に図られていることや消防本部に防災課を配置し、消防・防災の一元化として、自主防災組織や各種防災関係団体との連携が保たれていること、また、消防本部および消防団の車両や装備品が計画的に更新整備され、さらに消防車や救急車の現場到着時間の短縮を図るため、消防職員を増員して消防出張所の建設工事に着手するなど、本市の消防体制が、これまでの消防基本計画や市の長期総合計画に基づき、計画的に拡充・強化されており、有効に機能していることが確認されました。

このように、今日まで関係者の不断の努力によって培われた市単独消防の特性を活かし、市内各地域の防災関係団体と顔の見える関係が構築されるなかで、消防体制の充実強化に努めてきた経緯を踏まえ、今後も市単独消防としての消防体制で消防行政を推進することとし、さまざまな社会状況や地域環境の変化により増加する各種災害への対応、また、想定される多摩直下地震や豪雨災害などの大規模災害を見据え、実災害に即した訓練を積み重ね、市民が安心して生活できる消防体制の充実強化に努めます。

## **2 消防庁舎施設機能の充実・整備**

消防本部庁舎は、昭和 49 年（1974 年）に消防防災拠点として建設され、平成 14 年度（2002 年度）に耐震補強工事を行い、震災時の活動拠点となっていますが、建築後 40 年間 24 時間 365 日消防防災拠点として稼働しており、建具、空調設備、上下水道等の老朽化が進んでいる現状もあることから、「稲城市公共施設等総合管理計画\*」に基づき、施設の維持管理を行い、今後も改修等に努めていきます。

また、消防庁舎から遠い地域への災害対応策とともに、車両の大型化や人員増による本部庁舎の手狭の解消として、平成 29 年（2017 年）4 月の開所を目指し、上平尾土地地区画整理事業地内に消防出張所の建設を進めています。この施設は大規模災害時の活動拠点となるとともに、敷地内に建設される訓練棟を活用し、より実戦的な消防隊、消防団の訓練を行える施設として有効に活用し、消防活動体制の強化を図ります。

## **3 職場環境の充実・人材育成の強化**

消防を取り巻く社会環境は、さまざまな分野で大きく変化してきています。多様化する市民ニーズに応えられる質の高い消防サービスを提供するためには、職員が熱意と誇りを持って、その能力を最大限に発揮できる職場環境の整備は欠くことのできないものであり、職務に専念できる衛生的で明るい職場環境の充実を目指します。

経験豊富な職員の定年退職により、職員の世代交代が進むなかで、経験年数の浅い職員が増加することから、知識、技術の伝承、また業務上必要とされる資格者の養成が課題となっています。

高度な専門知識や技術に加えて、実践力を有する職員を育成するため、東京都消防訓練所で行われる各資格研修の受講を推進し、時代の変化に的確に対応した職員を養成することにより、高度で質の高い消防行政を展開していきます。

また、女性消防職員の採用が進むなかで、庁舎環境、処遇等を含め、女性消防職員が働きやすい職場環境の整備を推進します。

## 4 消防機動力の充実・整備

人口増加や市街地整備の進展に伴う消防行政の需要増加に対応するため、国が定める「消防力の整備指針\*」を目標として、より効率的な消防組織・機動力の確保を図ることが必要です。

今後もこうした環境の変化に対応する組織体制の充実強化を図ります。

### 【消防職員・消防団員の配置および車両の整備計画】

|      |     | 定数(人) | 車 両 台 数                                                                              | 備 考                                                                       |
|------|-----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 消防本部 | 消防署 | 85    | 指揮車 1 台 ポンプ車 1 台<br>救急車 2 台 化学車 1 台<br>はしご車 1 台<br>救助車 1 台<br>人員輸送車 1 台<br>緊急バイク 1 台 | 更新時期にあってはポンプ車・救助車 15 年、救急車 10 年、はしご車・化学車を 20 年とし、排気ガス規制法の基準を考慮し更新するものとする。 |
|      | 出張所 | 25    | ポンプ車 1 台 救急車 1 台                                                                     |                                                                           |
|      | 合 計 | 110   |                                                                                      |                                                                           |

|       |      | 定数(人) | 車 両 台 数                   | 備 考                                           |
|-------|------|-------|---------------------------|-----------------------------------------------|
| 消 防 団 | 本 団  | 7     | 指揮車 1 台<br>8 個分団ーポンプ車 8 台 | 更新時期にあつてはポンプ車 15 年とし、排気ガス規制法の基準を考慮し更新するものとする。 |
|       | 分 団  | 160   |                           |                                               |
|       | 支援団員 | 40    |                           |                                               |
|       | 合 計  | 207   |                           |                                               |

## 第3章 計画の期間

計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

## 第4章 時代の変化に対応する取組み

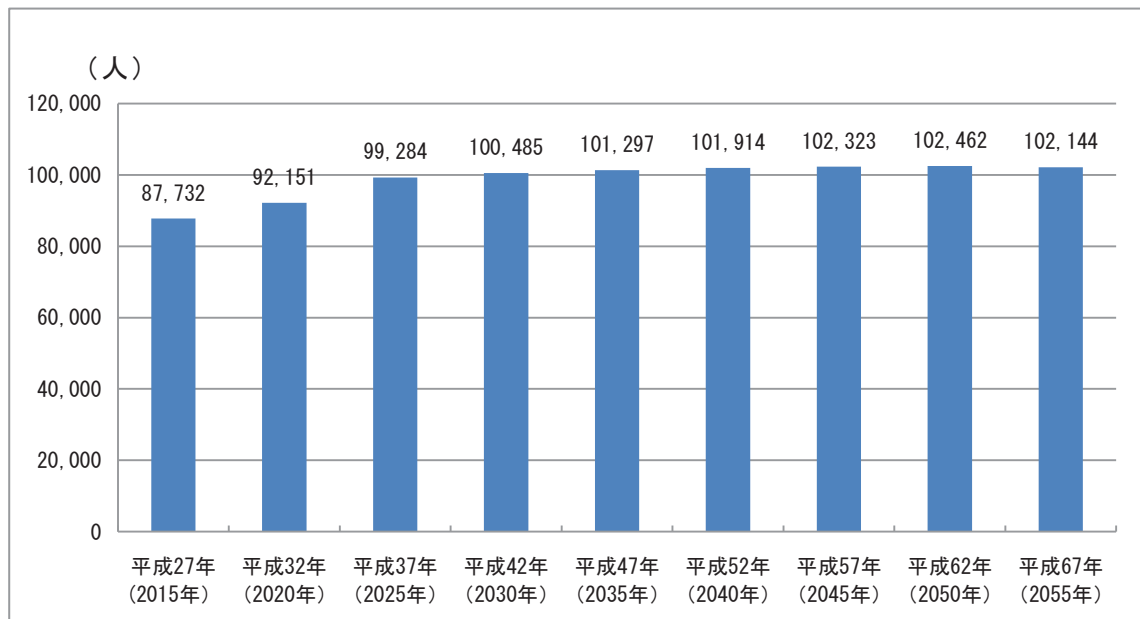
### 1 人口構造の変化に対する取組み

本市は、多摩ニュータウン事業による大規模な市街地開発の時代を経て、現在も南山東部地区、上平尾地区、小田良地区など土地区画整理事業\*による都市基盤整備が進められています。また、既成市街地においては、J R 南武線の高架化事業が完了し、駅周辺の区画整理による開発や周辺道路の拡充が図られています。

こうしたまちづくりの進展により、市外からの人口移動が見込まれており、国全体としては人口減少時代となる見通しがあるなかで、本市においては平成32年（2020年）における人口を、9万2千人と想定し、今後も人口の増加が予想されます。子育て世代を中心とした人口増加により、年少人口も比較的高い割合での推移が見込まれる一方、高齢者割合も増加することから、傷病者や災害の発生率の上昇に対応する施策の充実を図っていきます。

#### 将来の人口推計（各年とも10月1日現在）

『稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略』より



## **2 地域環境の変化に対する取組み**

都市基盤整備の進展に伴って消防対象物の増加が見込まれ、家庭用燃料電池\*や太陽光発電を備えた住宅など、環境に配慮した新たな技術の普及が進んでいます。また、道路整備等に伴う交通量の増加に加え、ハイブリッド車や電気自動車など多様なエネルギー源を利用した自動車も増えてきています。

こうした新たな技術は、人々の暮らしを豊かにする一方、今まで想定されなかった原因による火災や災害を引き起こすなど、市民の日常生活を脅かす危険性も秘めており、日々変化していく社会情勢への対応として、新しい技術に付随した危険情報を収集するとともに、火災予防業務、災害活動における技術向上を図るよう取り組みます。



### **3 大規模災害への取組み**

#### **(1) 震災に備えた体制の推進**

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、日本国内において地震観測史上最大のマグニチュード 9.0 が観測され、この海溝型地震\*が発生させた津波により、東北地方や関東北部の太平洋沿岸は壊滅状態となり、2 万 4 千人を超える死傷者および行方不明者を発生させるなど未曾有の被害をもたらしました。

この震災を受け、本市においては、すでに消防本部で行っていた防災業務を防災課と位置づけて強化し、過去の震災での教訓を風化させることなく、自助である市民、共助としての自主防災組織・防災関係機関、公助としての行政機関において、人的・物的被害を軽減する施策の展開、実効性のある機動力が確保でき、平常時における相互の協調・連携を重視した地域における総合防災力の向上を図ることを目的に、稲城市地域防災計画\*の修正を行いました。

消防本部として大規模災害発生時には、迅速に人命救助、消火活動に従事しますが、現有消防力を結集しても消防力に不足を生じることが想定されることから、広域応援体制を踏まえた総合的な消防活動の充実強化を積極的に推進します。

#### **(2) 緊急消防援助隊**

緊急消防援助隊は、平成 7 年（1995 年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施しうよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成 7 年 6 月に創設されました。この制度により、平成 26 年（2014 年）1 月現在、4,600 隊が登録され、日本全国、いつ・どこで・どのような大規模な災害が発生しても駆け付け「人命救助」の旗の下、消防活動が開始されます。

本市は、平成 12 年（2000 年）に緊急消防援助隊に消火小隊および後方支援小隊を登録し、また平成 14 年（2002 年）に救急小隊を登録しました。

訓練参加および実災害での応援出場の実績を踏まえ、大規模災害時の応援、受援の体制作りを推進します。

① 稲城市消防本部緊急消防援助隊のこれまでの実績

【訓練参加状況】

| 年 度      | 出 場 先         | 参 加 部 隊          | 参加人数  |
|----------|---------------|------------------|-------|
| 平成 15 年度 | 関東・埼玉県さいたま市   | 消火隊・後方支援隊        | 5 名   |
| 平成 16 年度 | 関東・山梨県甲府市     | 消火隊・後方支援隊        | 5 名   |
| 平成 17 年度 | 全国・静岡県静岡市     | 消火隊・後方支援隊        | 5 名   |
| 平成 18 年度 | 関東・栃木県宇都宮市    | 消火隊・後方支援隊        | 7 名   |
| 平成 19 年度 | 関東・群馬県前橋市     | 消火隊・後方支援隊        | 5 名   |
| 平成 20 年度 | 関東・神奈川県横浜市    | 消火隊・後方支援隊        | 7 名   |
| 平成 21 年度 | 関東・千葉県千葉市     | 消火隊・後方支援隊        | 5 名   |
| 平成 22 年度 | 関東・東京都        | --- 受 援 訓 練 ---  | 全 職 員 |
| 平成 23 年度 | 関東・長野県松本市     | 消火隊・後方支援隊        | 7 名   |
| 平成 24 年度 | 関東・埼玉県朝霞市・和光市 | 消火隊・後方支援隊        | 6 名   |
| 平成 25 年度 | 関東・山梨県富士吉田市   | 伊豆大島土石流災害対応のため中止 |       |
| 平成 26 年度 | 関東・静岡県浜松市     | 消火隊・後方支援隊        | 6 名   |
| 平成 27 年度 | 関東・茨城県茨城町     | 関東・東北豪雨災害対応のため中止 |       |

【被災地における救助活動等の状況】

| 年 月 日                  | 災 害      | 車両・人員                                 |
|------------------------|----------|---------------------------------------|
| 平成 7 年 1 月 20 日～24 日   | 阪神・淡路大震災 | 広報車<br>計 3 名                          |
| 平成 16 年 10 月 24 日～27 日 | 新潟県中越地震  | 救助工作車<br>指揮車（後方支援隊）<br>計 6 名          |
| 平成 23 年 3 月 13 日～16 日  | 東日本大震災   | 救助工作車<br>指揮車（後方支援隊）<br>給水車<br>計 8 名   |
| 平成 27 年 9 月 11 日～16 日  | 関東・東北豪雨  | ポンプ車<br>救急車<br>人員輸送車（後方支援隊）<br>計 18 名 |

## ② 緊急消防援助隊の受援

国が示す緊急消防援助隊運用計画（平成16年 3 月26日消防震第19号、平成26年 3 月26日消防震第75号改定）に基づき、本市が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定しました。

平成22年（2010年）11月20日には、東京で大震災が発生したことを想定し、本市に他県からの緊急消防援助隊124部隊、535名が参加した受援に関する緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を実施しました。

また、震災等の大規模災害時における消防活動能力の向上を図るため、訓練計画に基づき、緊急消防援助隊が出動した場合、また、受援した場合における初動体制、長時間にわたる活動を想定した訓練を実施しています。

## ③ 相互応援協力・派遣要請

大規模災害発生時には、稲城市地域防災計画\*に基づき、東京都、公共的団体、民間団体等への応援協力を求め、自衛隊への派遣要請を行い災害対策に万全を期することとしており、今後も応急対応力の強化を推進します。





## 第2部 基本計画（各論）

第1章 市民が安心できる消防体制

第2章 火災予防対策

第3章 地域防災力の向上

第4章 地域と連携した消防団組織

第5章 防災関係団体との連携



## 第1章 市民が安心できる消防体制

稲城市の消防体制は、常備消防体制として稲城市消防本部・稲城消防署（定数110人）、非常備消防体制として稲城市消防団（定数207人）で組織しています。

稲城消防署は、3部交替制勤務で警防態勢を編成し、昼夜を問わず指揮隊、ポンプ小隊、特殊小隊（救助車またははしご車）、救急小隊による消防部隊を編成し、消火活動や人命救助等の災害活動に従事しています。

平成17年から平成26年までの10年間に、稲城市の人口は約11,000人（約6,000世帯）増加し、多摩ニュータウン地域や土地区画整理事業の開発により、地域情勢が大きく発展を遂げています。

このような管内情勢のなかで、火災件数はほぼ横ばいの傾向を示していますが、救急件数および各種災害件数は増加の傾向となっています。

今後は、土地区画整理事業\*などの都市基盤整備の進捗から、大型商業施設や高層建築物への消防活動等について管内情勢の変化に的確に対応し、消防使命を果たし、市民が安心できる消防体制を推進する必要があります。

このことから、平成29年度には消防職員の実員を110人に増員するとともに、上平尾土地区画整理事業地内に消防出張所を開所し、消防機動力\*である消防ポンプ車、高規格救急車\*を配置し、市内各地で発生する各種災害に迅速に対応できる消防体制を構築します。



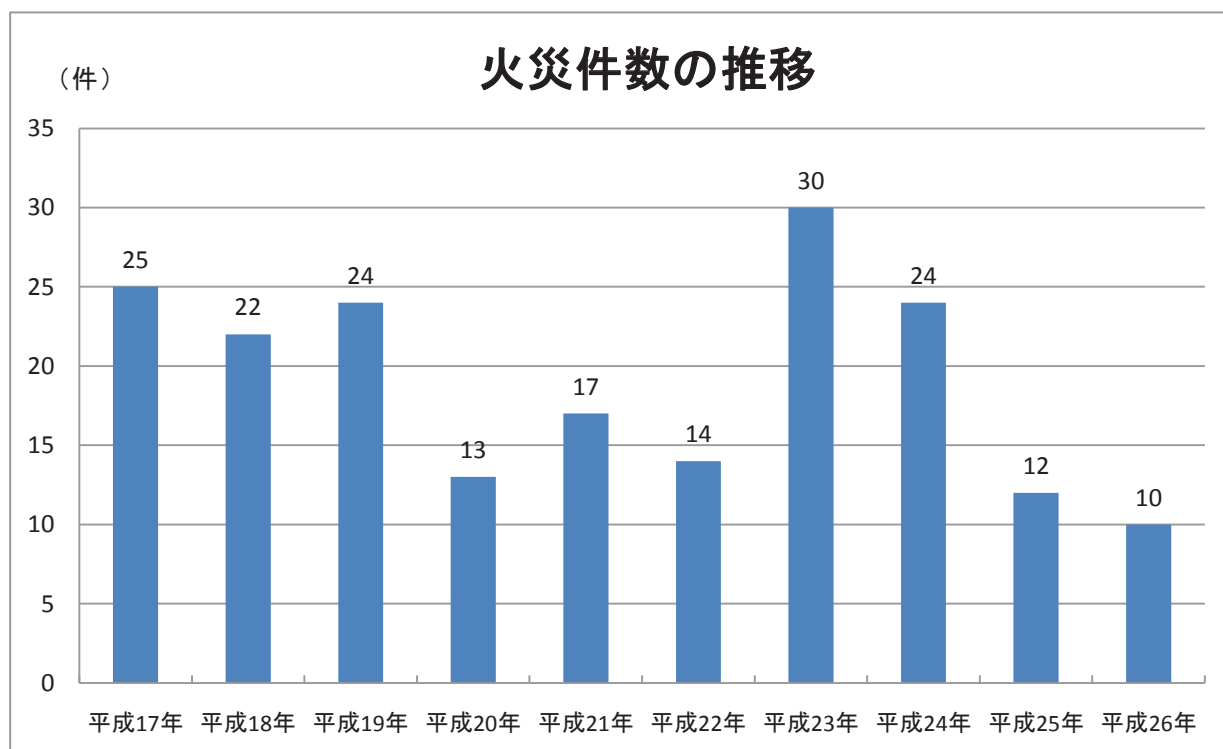
## 1 消火活動体制

### 【現状と課題】

火災件数は、平成17年から平成26年までの10年間は、ほぼ横ばいの傾向を示し、平成23年の30件を最高に年平均19件程度となっています。

また、この10年間で火災による死者2人、負傷者31人となっており、複数の住宅に延焼する火災や死傷者が多数発生した火災は少ない状況となっています。

課題としては、管内情勢の変化に伴い消防対象物の増加などから、同時に発生した複数箇所の火災現場への消防隊の転戦配置、世代交代による若手職員の災害現場での経験不足、また、不特定多数の人を収容する大型店舗や高層建築物における各種災害対応が挙げられます。



## 【施 策】

### 1 同時発生した火災への対応

- (1) 消防出張所に消防隊（消防ポンプ自動車）を配置し、消防部隊運用計画を改正し転戦隊を予め指定します。
- (2) 延焼火災時に消防分団（消防団ポンプ自動車）を予め転戦隊として指定する計画を検討します。

### 2 職員の世代交代に対応する若手職員の消防活動能力の強化

職員の世代交代に伴う消防活動技術の継承を図るため、若手職員の活動能力の向上を目指した実戦的な訓練を実施します。

### 3 大型店舗や高層建築物における効果的な消防活動の実施

- (1) 消防対象物の実態把握や高層建築物を想定した訓練を実施します。
- (2) 消防出張所併設の訓練棟を活用した高所訓練を実施します。
- (3) 消防用設備等を有効活用した消防活動能力の向上を図ります。



## 2 救急活動体制

### 【現状と課題】

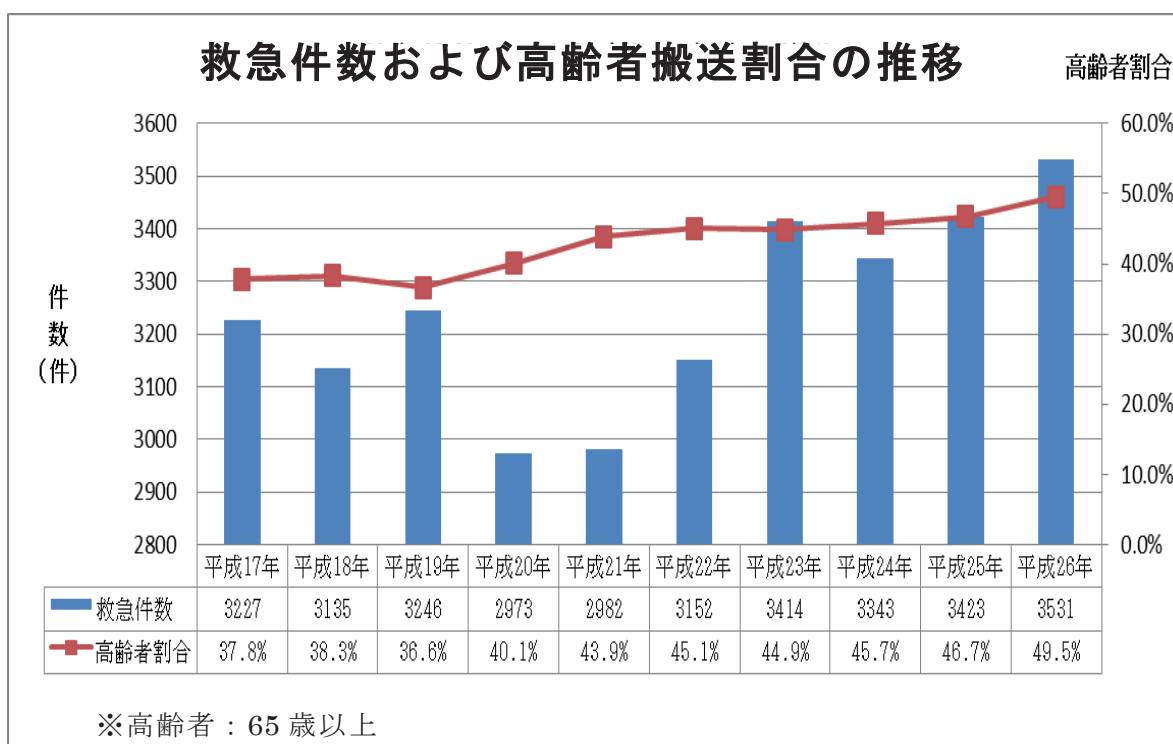
近年の救急需要は、高齢化の進展、疾病構造の変化、市民ニーズの多様化などにより著しく変化しており、これらの変化に的確に対応し、傷病者の救命効果の向上を図るため、高規格救急車\*、高度救命処置資機材の整備や救急救命士の養成を推進してきました。

特に、救急車の適正かつ良識ある利用の普及、医療機関との連携強化など、真に救急車が必要とされる救急事案に適切に対応できるよう努めています。

また、救急救命士制度後は処置範囲が拡大しており、包括的指示下での除細動\*、気管挿管\*や薬剤投与\*の実施など、救急業務の高度化に対応できる体制を計画的に整備しています。

救命率向上を目的に、平成16年7月から一般市民等にも自動体外式除細動器（AED\*）の使用が認められるようになったことから、AED\*を含めた応急手当講習等を推進しています。

課題としては、年々増加の一途をたどる救急需要に適正に対応し、かつ、救急救命士の質の向上や震災時等において多数傷病者が発生するような場合における自主救護能力の向上など、より多くの市民への応急手当の普及などが挙げられます。



## 【施 策】

### 1 消防出張所への救急隊の増隊

人口の増加・少子高齢化の進行による高齢者の搬送が年々増加し、搬送者に占める割合もこの10年間で37.8%から49.5%まで増加しており、救急件数の増加要因の一つとなっています。

増加する救急需要に対し、救急隊の現場到着時間の短縮を図り、救命率向上を目的に消防出張所に救急隊を増隊します。

### 2 救急車の適正利用の推進

入院の必要がない軽症者の割合は、10年前の57.5%から52.9%まで減少したものの、依然として過半数を占め、重症者の救急対応に支障をきたすおそれがあることから、応急手当講習時やホームページ、広報いなぎ等の活用、救急現場での救急搬送トリアージ\*など救急車の適正利用を積極的に推進します。

### 3 応急手当の普及

傷病者を救命するためには、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が極めて重要です。特に心肺停止の傷病者には、バイスタンダーによるAED\*の使用が傷病者の救命につながることから、現在市内の公共施設42施設や民間施設へのAED\*の設置普及が進んでいます。

また、応急手当講習等で毎年約3,000人が心肺蘇生法等を学び、応急手当の普及啓発に積極的に取り組んでいる事業所等に対しては、平成19年に導入した応急手当奨励制度\*により、現在までに9事業所を認定しています。

また、事業所や学校で従業員や学生等に救命講習を指導し、応急処置技能の普及活動を推進する応急手当普及員についても現在100人の方が登録されています。

傷病者の救命につなげるために、今後も応急手当奨励制度\*および応急手当普及員の養成を推進します。

### 4 救急医療機関との連携

稲城市立病院、東京都福祉保健局、救命救急センターや医師会等と連携を図り、適応・直近を基本に早期医療機関選定・搬送を推進します。

また、救急隊員が病院実習、救急カンファレンス\*および症例検討会\*等に積極的に参加し、救急医療機関等と顔の見える関係をさらに構築します。



### 3 救助活動体制

#### 【現状と課題】

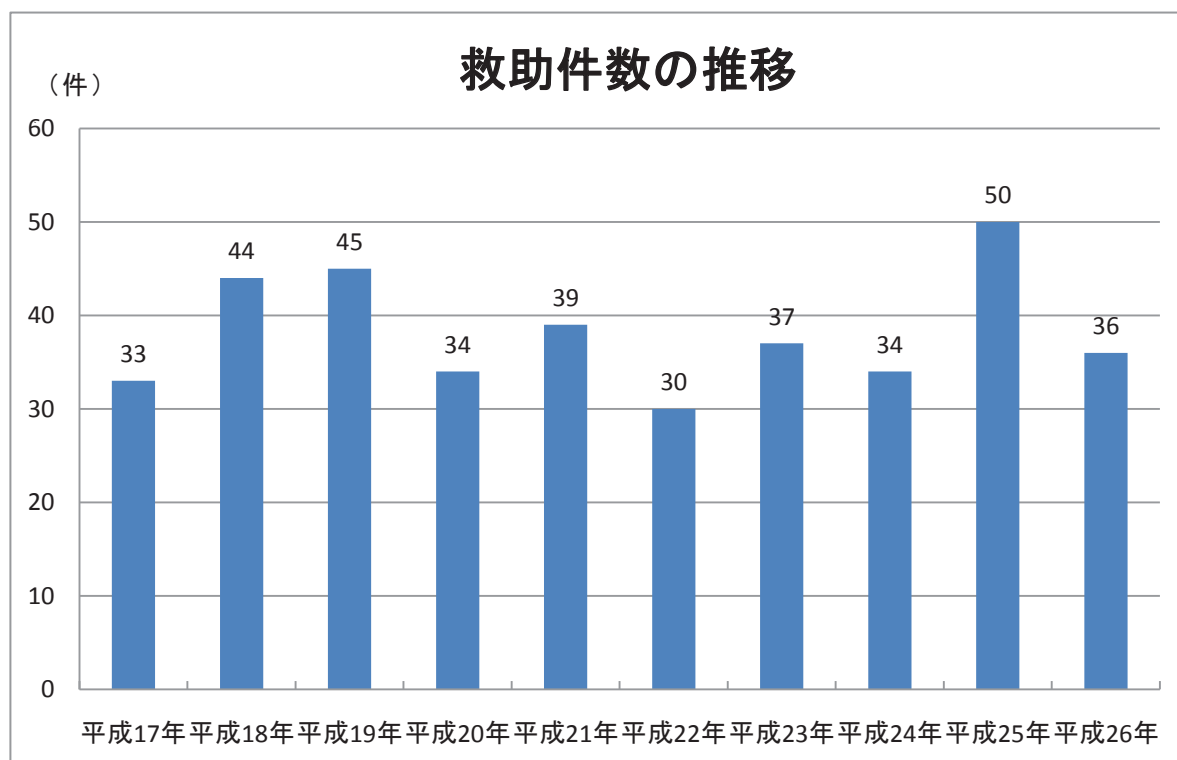
救助件数は、平成17年から平成26年までの10年間は、ほぼ横ばいの傾向となっています。

現状の救助活動体制は、火災をはじめ各種災害における救助事象に対して、人命救助に係る活動を習得した特別救助技術研修修了者や、はしご車の梯体操作\*ができる特別操作機関技術研修修了者で編成した特殊小隊を指定しています。

救助工作車には高度救助資機材を積載し、クレーンおよびウインチ機能を装備し、また、35m級はしご車の大型バスケットを活用した人命救助を行っています。

消防の救助業務は一般建物火災の人命救助を主たる任務として活動してきましたが、各種災害の様相が複雑多様化し、様々な事故により人命を損なう事案が発生しています。

課題としては、火災救助はもとより、高所救助や交通救助、多摩川での水難救助、震災時や大規模な特異災害に対応する高度な消防・救助活動体制の向上が求められています。



## 【施 策】

### 1 人命救助活動技術の向上を目的とした職員の養成

特別救助技術研修や特別操作機関技術研修の受講、また専門的資格となる小型船舶操縦免許取得、小型移動式クレーンおよび玉掛け技能取得を推進し各種資格取得者を養成します。

### 2 各種救助事象を想定した訓練による救助技術の向上

消防訓練棟を活用した火災救助訓練、高所救助訓練および低所マンホール救助訓練や多摩川での水難救助訓練、また、実際の車両を活用した交通救助訓練など、実災害を想定した救助活動訓練を積み重ね、救助隊員の人命救助技術の強化を図ります。

### 3 震災時や大規模な特異災害を想定した救助活動訓練の実施

- (1) 救命救急センターの医師との人命救助連携訓練を実施します。
- (2) 列車事故を想定した救助訓練を実施します。
- (3) 廃棄物処理施設等での震災対応訓練を実施します。



## 4 大規模広域特殊災害活動体制

### 【現状と課題】

近年、首都直下型地震などの発生危険が高まっており、また局地的豪雨による洪水や土砂崩れによる災害など、困難性、特殊性が高い災害活動技術が必要とされる災害が発生しています。

広域応援体制として、消防組織法第21条に基づく消防相互応援協定を東京消防庁、川崎市、多摩市および米軍374空輸団との間で締結しており、普通応援として平時における火災、救急の応援協定があります。また、特別応援として特異火災、集団救急事故や大規模災害時には特殊車両の応援を受ける体制としています。

また、大規模災害等において全国の消防機関相互に援助する緊急消防援助隊に消火小隊、救急小隊および後方支援小隊を登録し、大震災等により市内で被災した場合の受援体制も構築しています。

課題としては、大規模広域特殊災害に消防職員や消防団員の組織力を結集した災害活動能力の向上が求められています。



## 【施 策】

### 1 震災や豪雨災害等に迅速・的確に対応する消防活動能力の強化

- (1) 消防隊の参集訓練を行い、参集後、各小隊・部隊が迅速に消防活動に着手できる様に実践的な訓練を実施します。
- (2) 地域特性の把握による災害実態に即した活動訓練を実施します。

### 2 大規模災害時における緊急消防援助隊の受援体制の強化

- (1) 緊急消防援助隊の活動訓練に継続的に参加します。
- (2) 緊急消防援助隊受援時の連携活動訓練を実施します。

### 3 消防団との連携活動訓練の強化

震災や豪雨災害等を想定した消防団との連携活動訓練を実施します。



## 5 各種災害活動体制

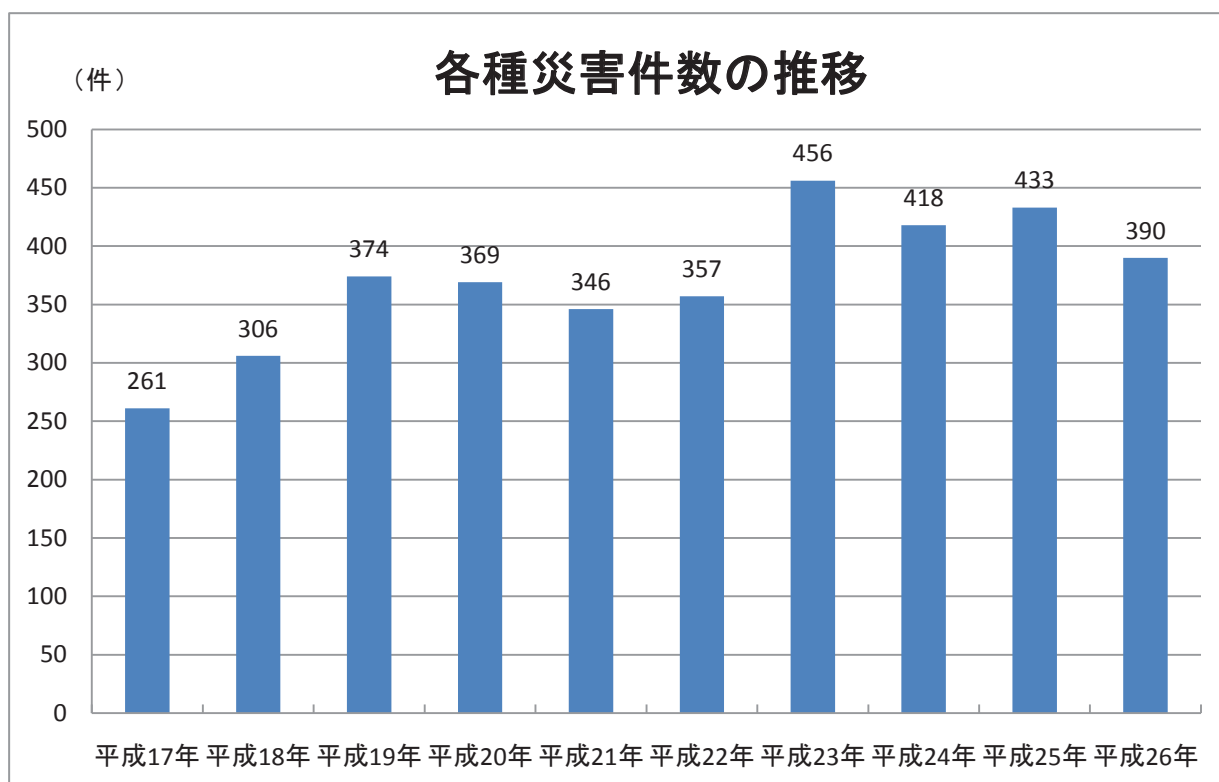
### 【現状と課題】

災害出場件数は、平成17年では261件でしたが、平成26年には390件となり、この10年間は平成23年の456件を最高として、毎年300件を超える増加の傾向となっています。

各種災害には、火災や救助事象の他に交通事故によりエンジンオイルが路上に流出した場合の危険排除、防火対象物に設置されている自動火災報知設備の鳴動等があります。

特に救急現場においてポンプ隊のマンパワーを活用し、傷病者の救命、悪化防止および苦痛の軽減を図るなど、ポンプ隊と救急隊の連携によるP A連携活動が各種災害出場総件数の半数以上を占めており、各種災害件数の増加の要因となっています。

課題として、災害の複雑多様化により、災害現場における消防活動において危険性や困難性が増しているため、安全確保や個人装備品の充実が重要となります。



## 【施 策】

### 1 ポンプ隊の救急活動能力の向上

P A連携活動を踏まえ、ポンプ隊員の救急活動に関する技術・知識の習得を図るとともに救急資格者をポンプ隊へ配置します。

### 2 消防隊員の安全管理体制の強化

災害活動時における安全管理体制の強化を図ります。

### 3 消防隊員の個人装備品の充実

防火衣、保安帽、呼吸器および携帯警報器等の個人装備品の適正な配置と、計画的な更新を実施します。



## 6 消防情報通信体制

### 【現状と課題】

災害に関する情報を受信し、即時に消防部隊を出場させるため、消防緊急指令施設および消防救急デジタル無線通信設備を整備し、消防情報通信体制の充実に努めています。

現状の消防緊急指令施設は、携帯電話やIP電話に加えNTT固定電話からの119番通報も発信地をパソコン画面の地図上に表示するとともに、指令台から送信する消防団への出場指令FAXが自動送信となり、操作性および視認性が向上し、迅速な出場体制を構築しています。

また、消防救急デジタル無線は電波法関連法規の改正に伴い、基地局と各車両に積載されている移動局の他に、災害現場での情報連絡体制のデジタル化を図り、デジタル電波による秘匿性が向上し個人情報の保護機能が強化されました。

さらに、消防OAシステム\*を導入し、消防行政需要や各種災害に、より迅速・的確に対応し、各種災害等の情報処理および情報提供を行うとともに、各種調査、分析等の統計処理等に関する事務管理ができるシステムとしました。

課題としては、各種新システムの適切で円滑な運用により消防活動基盤を着実に進める必要があり、また、大規模災害時において災害対策本部等で災害映像をリアルタイムに確認可能とするなど、指揮統制に係る通信ネットワークの構築を図ることが重要となります。

## 【施 策】

### 1 各種新システムの適切で円滑な運用

専門的職員の配置を検討し、災害時に迅速・的確な指令、無線運用を行うための訓練を行い、活動基盤の整備を推進します。

### 2 消防0Aシステム\*を有効活用した活動基盤の整備

防火対象物での火災では、消防0Aシステム\*で管理されている出火建物の構造・規模、建物関係者や消防用設備等の情報を、消防活動に有効活用し、人命救助や火災による被害の軽減につなげる活動基盤の整備を推進します。



## 第2章 火災予防対策

平成26年中の火災件数は10件で、前年と比較すると2件減少しています。過去10年間の火災件数の合計は191件で、建物火災は123件発生しており、そのうち住宅、共同住宅で発生した火災が82件で約67%を占めています。

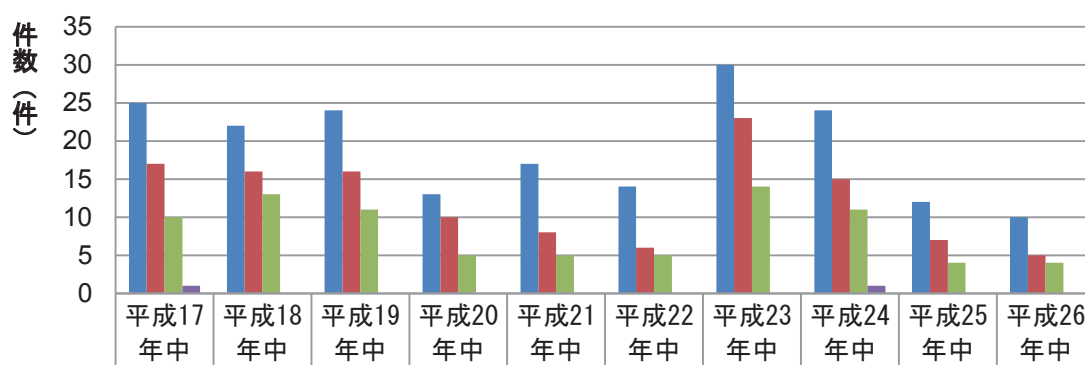
また、10年間ににおける火災による死者は2人で、住宅火災により発生しています。

人口1万人あたりの出火件数の割合となる出火率で比較すると、平成26年中において全国は3.43、東京都全体では3.58に対し、稲城市は1.15であり非常に低い値となっています。

このように、当市において出火率は低いものの、全国的に住宅からの出火は建物火災の約6割を占め、火災による死者も住宅火災からの発生が多いことから、住宅用火災警報器\*の設置を中心とした住宅からの出火防止対策に取り組んでいます。

また、火遊びや放火・放火の疑いによる火災が発生した際には、地域への情報提供や、常に関係機関と連携し放火防止対策に取り組んでいます。

### 市内火災発生状況



|          | 平成17年中 | 平成18年中 | 平成19年中 | 平成20年中 | 平成21年中 | 平成22年中 | 平成23年中 | 平成24年中 | 平成25年中 | 平成26年中 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ■火災件数    | 25     | 22     | 24     | 13     | 17     | 14     | 30     | 24     | 12     | 10     |
| ■建物火災    | 17     | 16     | 16     | 10     | 8      | 6      | 23     | 15     | 7      | 5      |
| ■住宅火災    | 10     | 13     | 11     | 5      | 5      | 5      | 14     | 11     | 4      | 4      |
| ■火災による死者 | 1      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 1      | 0      | 0      |

## 1 予防行政

### 【現状と課題】

建築物の火災を予防し、一旦発生した火災から人命や財産を守るためには、建築物の設計段階において消防の意見を反映させることが重要となります。

このため、「消防法」および「建築基準法」では、建築主事または指定確認検査機関\*が建築確認を行う場合、防火地域、準防火地域以外の区域内に建築される一部の住宅を除き、あらかじめ消防署長の同意を得ることとなり、この消防同意\*制度を通じ、防火の専門家という立場から建築物の安全に関し具体的な指導を行っています。

近年の消防同意\*事務における建築物の現状は、高層化、大規模化および複合用途化が進むとともに、消防用設備等に係る性能規定化\*の導入、社会福祉施設や診療所等の火災に伴う消防用設備等の設置を強化する消防法令の改正等、数多くの基準の改定が重ねられ、全体として規制体系の複雑化が進んでいます。

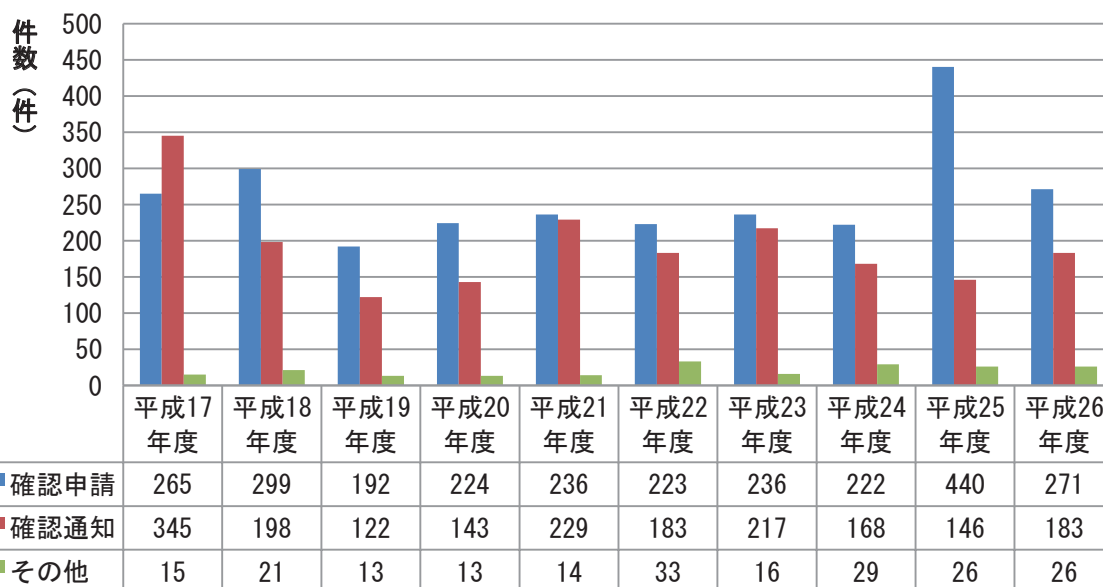
課題としては、消防同意\*等事務処理や消防用設備等に関する予防業務を円滑に遂行するためには、より専門的で高度な知識および能力を有する職員の養成が必要となります。

### 【施策】

#### 予防業務を円滑に推進するための職員の養成

予防業務執行上必要な専門的知識・技能に関する研修受講により職員の養成を図るとともに、火災予防に関する高度な知識および技術を有する予防技術資格者\*を適切に配置し、予防業務を迅速かつ的確に処理できる体制の充実強化を図ります。

### 消防同意等事務処理の状況



## 2 危険物行政

### 【現状と課題】

ガソリンスタンドやボイラー等の危険物施設数については、平成 17 年に 92 施設ありましたが、平成 26 年には 74 施設と、10 年間で 18 施設が減少しています。

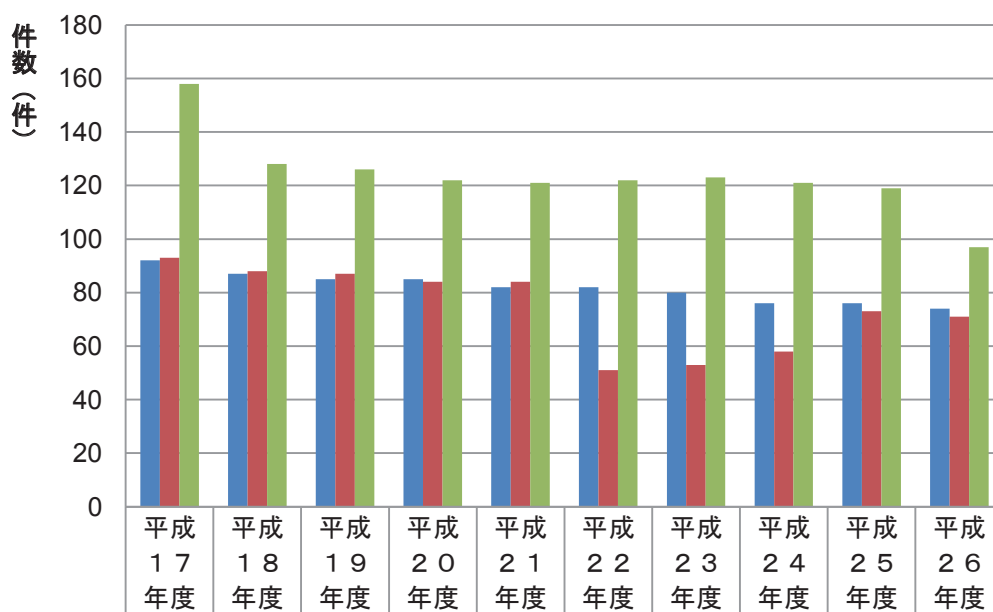
過去 10 年の危険物施設\*の火災・流出事故は、ガソリンスタンド内の事務所の火災、移動タンク貯蔵所からの灯油の流出事故の 2 件で、発生の要因は、管理・確認不足等の人的要因によるものです。

全国的には、経年劣化による地下タンクや埋設配管からの漏えい事故が増加したことから、平成 22 年 6 月に「危険物の規制に関する規則」が改正され、腐食のおそれが特に高い地下タンクには、FRP 内面ライニング\*等の流出防止対策を義務づける法令が、平成 23 年 2 月に施行され、市内の該当施設については是正指導を行った結果、FRP 内面ライニング\*または施設を廃止することで改修されています。

課題としては、危険物を取り扱う事業所の人材育成・技術伝承が不十分であることや、情報共有・伝達の不足や安全への取り組みの形骸化が挙げられます。

また、震災等において危険物施設\*の早期の燃料等の供給再開や避難支援等の役割も期待されていましたが、東日本大震災では、多くの危険物施設\*が被災し、事業の中断を余儀なくされたことから震災時の対策が重要となります。

### 危険物施設数と立入検査実施状況



|           |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ■危険物施設数   | 平成<br>17<br>年度 | 平成<br>18<br>年度 | 平成<br>19<br>年度 | 平成<br>20<br>年度 | 平成<br>21<br>年度 | 平成<br>22<br>年度 | 平成<br>23<br>年度 | 平成<br>24<br>年度 | 平成<br>25<br>年度 | 平成<br>26<br>年度 |
| ■立入検査数    | 92             | 87             | 85             | 85             | 82             | 82             | 80             | 76             | 76             | 74             |
| ■少量危険物施設数 | 93             | 88             | 87             | 84             | 84             | 51             | 53             | 58             | 73             | 71             |
|           | 158            | 128            | 126            | 122            | 121            | 122            | 123            | 121            | 119            | 97             |

## 【施 策】

### 1 危険物施設\*の適切な維持管理、事業者の安全意識の向上

市内の全危険物施設\*の立入検査を毎年度実施し、具体的な事故事例等を踏まえた安全対策の推進や、施設の維持管理および危険物取扱者に対する保安教育等の指導を行います。

### 2 地下タンクに対する腐食漏えいへの対策

腐食のおそれが高い地下タンクで措置期限までに FRP 内面ライニング\*等の措置が必要な施設に対して、立入検査の機会を捉え期限内に措置が完了するように継続的な指導を行います。

### 3 東日本大震災を踏まえた施設管理対策

震災に備えての事前計画や震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画や帰宅困難者対策\*を明確に定め、事業所自らが具体的な震災対策を取るよう指導を行います。



### 3 査察行政

#### 【現状と課題】

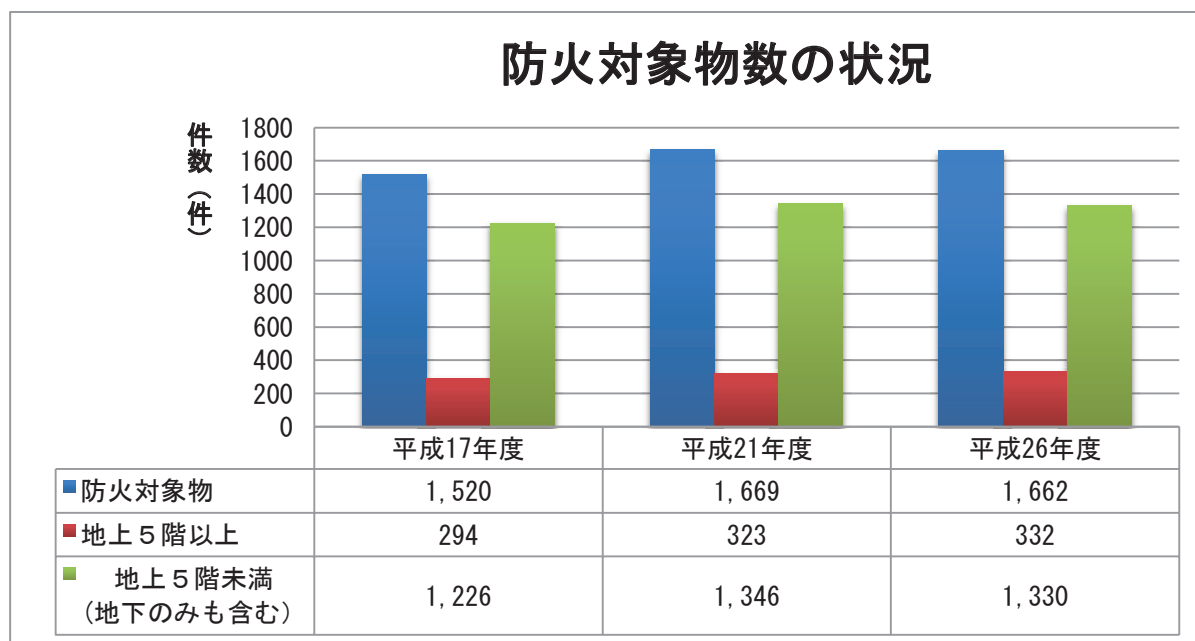
近年の防火対象物は大型化、高層化および複雑多様化とともに、利用時間、形態の変化が顕著になり、事業所ごとに効率を重要視した結果、利用の細分化が図られ、雑居ビルの権利義務関係の区分化も進み、防火管理の複雑度が増しています。

過去 10 年間、市内の防火対象物においては消防法令の重大な違反対象物に対する措置命令の発動はなく、関係者の自発的な改修や除去等を促すなど行政指導によって改善が図られています。

しかし、全国的には、雑居ビルや高齢者福祉施設において火災が発生しており、平成 26 年 4 月の消防法の改正では、防火・防災管理体制の充実強化を図り、平成 27 年 4 月の消防法の改正では、高齢者福祉施設に対する消防用設備等の設置が強化されています。

また、東日本大震災発生時、首都圏において約 515 万人におよぶ帰宅困難者が発生したことから、社会全体で帰宅困難者対策\*に取り組む方策として、東京都では「自助」、「共助」、「公助」の考えに基づき、平成 25 年 4 月から東京都帰宅困難者対策\*条例が施行され、帰宅困難者抑制のため事業所等ごとに事業所防災計画を消防計画等に定め、3 日分の食料等の備蓄と時差退社計画の作成等が求められています。

課題として、潜在的な火災発生危険を有する防火対象物への防火安全対策や人命危険の高い危険な対象物への違反処理\*などの効果的な指導や火災予防対策と併せ、首都圏で発生が危惧されている大地震への備えと、防火対象物に応じた消防訓練の実施および自衛消防活動についての普及啓発が重要となります。



## 【施 策】

### 1 防火対象物の適正な維持管理体制

多様な用途の防火対象物に対する安全管理の推進のため、防火・防災管理者の必要な事業所や建物の管理権原者に対し、管理責任の明確化を図り、防火・防災管理者の選任、消防計画の届出、自衛消防訓練の実施などの指導を徹底し、防火安全対策を推進します。

### 2 立入検査の確実な実施と違反処理\*の実施

火災危険や違反状況等の優先順位を考慮し、計画的に防火対象物に対する立入検査を実施し、実態把握に努めるとともに、消防法令違反などの不備欠陥事項は早期是正指導を行い、未改修防火対象物については、違反処理\*へ移行し改修に努めます。

### 3 事業所における震災対策の推進

東日本大震災の教訓から、事業所自らが、震災に備えての事前計画や震災時の活動、施設再開までの復旧計画、帰宅困難者対策\*を事業所防災計画として定め、具体的な対策をとるように指導します。

〈東日本大震災時の状況〉

○帰宅困難者発生数（内閣府推計）

首都圏 約 515 万人

（内訳） ・ 東京都 約 352 万人  
・ 神奈川県 約 67 万人  
・ 千葉県 約 52 万人  
・ 埼玉県 約 33 万人  
・ 茨城県南部 約 10 万人

○公共施設等の受入数（東京都発表）

合計 1,030 施設 94,001 人



『東京都帰宅困難者対策実施計画（平成 24 年 11 月東京都）』より

## 4 住宅防火対策

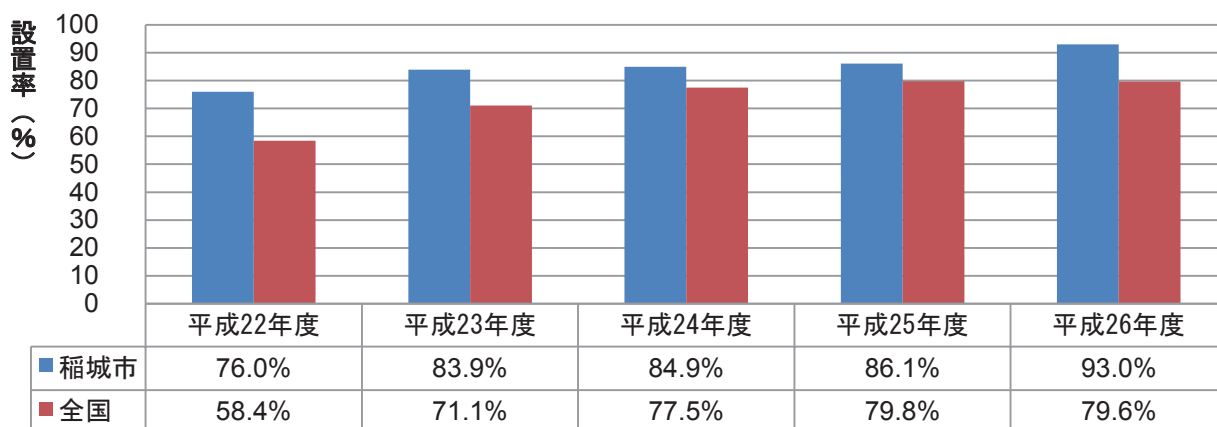
### 【現状と課題】

近年全国での住宅火災による死者数は、平成 15 年に 1,000 人を超え、このうち 65 歳以上の高齢者が占める割合は 6 割と高く、経過別死者では、逃げ遅れ、着衣着火および出火建物への再進入という順になっています。

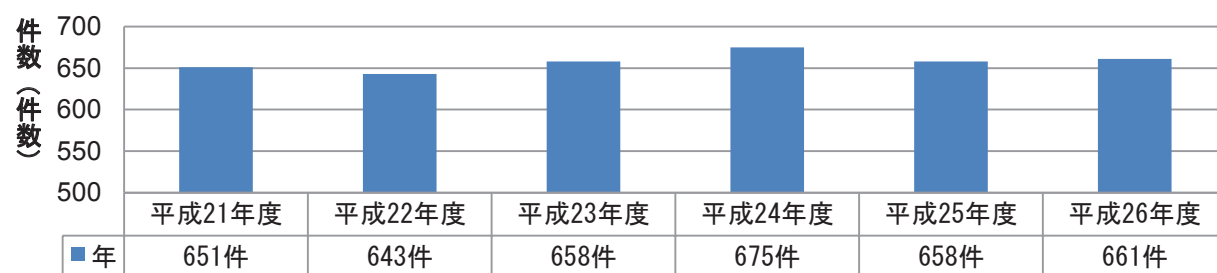
高齢化社会が一層進展することから、住宅防火対策を推進し、住宅火災および死者の抑制を図ることが求められ、市では平成 18 年に稲城市火災予防条例を改正し、平成 22 年 4 月から既存住宅を含めたすべての住宅に住宅用火災警報器\*の設置を義務付け、自治会や稲城市災害防止協会、稲城市女性防火クラブなど防災団体の協力による設置促進活動や、65 歳以上の高齢者に対する住宅防火診断など、あらゆる機会での設置促進を図り、平成 27 年 3 月 31 日現在、稲城市の設置率は 93%（全国 79.6%）となっています。

課題としては、すべての住宅へ住宅用火災警報器\*の設置を促進することはもとより、設置から概ね 10 年を迎えることから、老朽化した住宅用火災警報器\*の取替えの推進、また住宅火災による被害軽減のため、寝具や着衣、カーテンやじゅうたんなどへの防災製品の利用促進、さらに住宅用消火器の設置と保守管理の推進が必要となります。

### 住宅用火災警報器設置率（年度別）



### 住宅防火診断実施件数（年度別）



## 【施 策】

### 1 住宅用火災警報器\*の設置、維持管理

住宅用火災警報器\*の未設置住宅に対する設置促進は、市広報紙、市のホームページへの掲載のほか、稲城市災害防止協会、稲城市女性防火クラブなど、防災団体と連携した広報活動を行い、周知徹底を図るとともに、設置されている機器に対する点検方法や維持管理の推進に努めます。

### 2 住宅防火診断や市内イベントでの防火・防災に関する普及啓発

65 歳以上の高齢者世帯においては、消防職員が各家庭を訪問し、直接防火・防災に関するアドバイスを行う住宅防火診断を継続して実施し、寝たばこや火気使用器具の使用に関する注意喚起を行うとともに、初期消火に対応した住宅用消火器の備えや保守管理の推進、また衣類や寝具、カーテン、じゅうたんなど防災製品の利用が促進されるよう指導の推進に努めます。

## 5 高齢者福祉施設等の安全対策

### 【現状と課題】

市内には、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンターやサービス付高齢者向け住宅など、高齢者福祉施設等の形態の多様化により、自力で避難することが困難な要介護者の入居・宿泊が常態化している施設が増加しています。

全国的には、マンション等の一角で同様なサービスを提供している施設に対し、消防法令上の福祉施設の位置付けが明確になり、平成 25 年 2 月の長崎県認知症高齢者グループホーム火災を契機に防火管理や消防用設備等の設置基準が強化されました。

課題として、高齢者福祉施設等の管理権原者、防火管理者および職員に対し、さらなる防火・防災意識の向上を図る必要があります。

### 【施 策】

#### 高齢者福祉施設に対するハード面の対策

火災の早期発見、通報、消火を行うため、消防関係法令に基づく消防用設備等の設置指導を確実に行うとともに、着衣や寝具の防災製品の使用を指導します。

## 第3章 地域防災力の向上

### 1 市民の防災意識の高揚

#### 【現状と課題】

地震発生時には、建物の倒壊や家具類の転倒落下により多くの死傷者が発生することが想定されることから、被害の軽減のため、平成21年度より家具類を固定するなどの転倒・落下防止対策に対して助成事業を展開し、全世帯の10%を超える3,708世帯への普及推進に努めました。

また、建物の倒壊を防ぐ対策として、木造住宅の耐震診断・耐震改修促進事業を実施し、平成24年度末には耐震診断勧奨通知の送付や助成額の増額を行うなどの事業を進めていますが、耐震改修についての必要性、効果の理解不足や費用負担の問題から改修が進まないのが現状です。

課題としては、震災等に対し人的・物的被害の軽減のためには、自助による防災力の向上が重要で、事前の備えが最も有効となり、家具類の転倒防止、耐震補強や非常食の備蓄など、さらなる継続的な普及推進を行い、一人でも多くの生命および財産を守る施策の展開が必要となります。

一方、自主防災組織の現状としては、昭和63年5月15日に坂浜自治会自主防災組織が結成されて以来、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機に各地域で結成され、平成27年12月1日現在、50の自主防災組織が結成されています。

各組織では、消火・通報・避難訓練の他、炊き出し訓練、応急給水訓練、避難所設営・運営訓練や救出救助訓練などが行われ、近隣住民同士の助け合いによる地域防災力の向上に努めています。

課題としては、発災時に一人でも多くの命を救うため、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果となり、高齢者などの避難行動要支援者に対して、適切な支援が行われることが重要となることから、自主防災組織が市内の全地域で結成されるよう推進し、自主防災組織を主体とした共助の取り組みにおける支援活動をさらに展開することが必要です。



## 【施 策】

### 1 共助による市民の防災力向上

地域の中核的な防災リーダーである消防団、そして災害防止協会、女性防火クラブ等の防災関係団体と連携し、市民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの意識を高め、家具類の固定などの転倒・落下防止対策や耐震診断・耐震改修促進事業等の防災対策に取り組むよう防災意識の啓発を推進します。

また、市民一人ひとりが初期消火や救出救助、応急救護といった活動が確実に行えるよう、実践的かつ効果的な防災訓練を推進します。

### 2 地域による共助の推進

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の啓発を推進するとともに、災害時に自ら率先して行動ができ、構成員を指導できる自主防災組織のリーダーの育成や、消防団OBの参画を促進し、指導者を対象とした実践的な内容の研修や訓練を実施します。



## 2 女性の視点・意見

### 【現状と課題】

男女共同参画等の視点や意見を踏まえた防災体制を確立するため、防災会議委員や自主防災組織への女性の参画を推進しています。

課題としては、子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営および妊産婦をはじめとする要配慮者が、安心して避難所で生活できる環境づくりが重要となります。

### 【施 策】

自主防災組織へ男女双方の責任者の設置や男女のニーズの違いに立った運営が行われ、女性や児童・生徒も参画しやすい体制を構築します。

また、避難所運営マニュアルにトイレ・着替え・物干し場を男女別にするなど、プライバシーに配慮した内容を検討し、平時から実行性の高い訓練を実施し男女共同参画の視点に立った活動を推進します。

## 第4章 地域と連携した消防団組織

稲城市消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれ市に設置される消防機関で、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、市民の安全と安心を守るという重要な役割を担っています。

しかし、近年では少子高齢化の進展、サラリーマン等の増加など、社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分確保することが困難となっており、こうした背景から平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が定められました。この法律は、東日本大震災の教訓を踏まえ、消防団を将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置付け、地域防災力の充実強化を図ることを目的とするものです。

大規模災害時には、消防団が地域防災の要として自主防災組織等と連携して活動することが重要となることから、消防団活動に対する理解や協力が得られるよう、消防団員が地域行事に参加し相互理解を深めています。

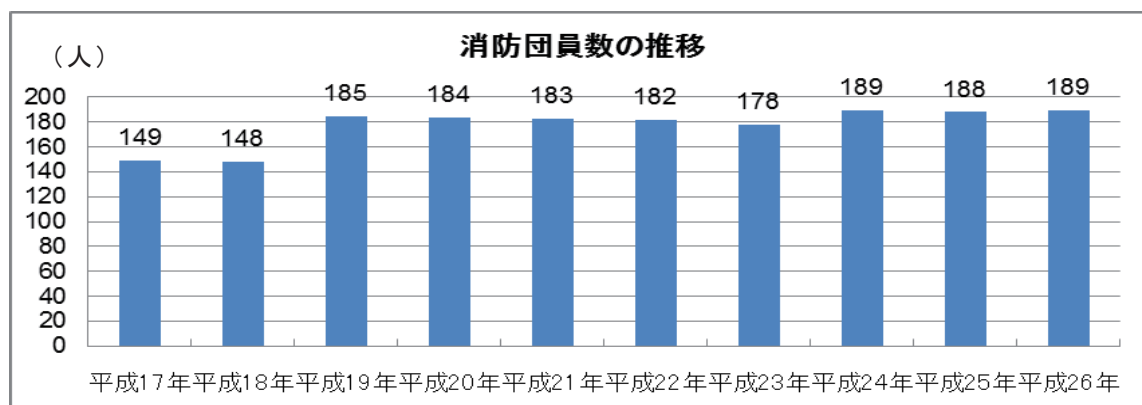
また、若い世代や事業所などの団体と連携を図り、地域活動の活性化につなげるとともに、地域コミュニティの力を活かし、自主防災組織や子どもたちへの防災教育の支援をしています。

### 1 消防団組織体制

#### 【現状と課題】

消防団は、火災や水災などの災害活動では消防署と連携し、大規模な地震などの災害活動では、行政や市民および地域の防災関係団体と一体となり活動します。また、平素は予防警戒や地域住民への予防広報を行うなど、地域の防災の中心的な役割を担っています。消防団本部と消防分団8個分団として活動し、平成19年度に新たに機能別団員として災害支援団員制度を設立して、消防団組織の体制強化を図っています。

課題としては、団員数が定員に満たない分団もあり団員確保が重要な課題になっており、また、昼間の災害現場に出動できる市内勤務の団員不足についても大きな課題です。



## 【施 策】

### 1 魅力ある消防団組織づくり

- (1) 地域の防災の担い手として中心的な役割を担う消防団がより活性化するように、市内在勤者の任用および女性消防団員や学生消防団員の増員に向けた取り組みを推進し、消防団組織体制の見直しを検討します。
- (2) 消防団活動に対する市民の理解が得られるよう、日頃から地域や事業所と連携を図り、あらゆる場面での広報活動や地域行事への参加を促進し、即時対応力、要員動員力および地域密着力の充実強化に努めます。
- (3) 市民が消防団の活動や姿を見て「防火衣や作業服を着てみたい」、あるいは「入団したい」と思えるような、また入団後も「消防団に入って良かった」と思える魅力ある事業を進めてまいります。

| 事 業 項 目           | 事 業 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市内在勤者の任用          | 災害現場に昼間でも駆けつけることのできる消防団員を確保するため、市内在勤者を任用し、要員動員力の充実強化を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 稲城市学生消防団活動認証制度の導入 | 稲城市の消防団員であって大学生、大学院生、専門学校等の学生である者が行う就職活動を支援するため、「稲城市学生消防団活動認証制度」を導入し、学生団員の士気の高揚を図るとともに、大学生等の稲城市消防団への入団を促進します。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 消防団 PR 活動         | <p>消防団の存在を市ホームページで広報し、多摩テレビや各駅に協力を求め、駅表示板のテロップ等により PR 活動を推進します。また、自治会と連携した募集活動や各種行事やイベント等において、「稲城なしのすけ（消防団）」キャラクターを活用した消防団 PR に努めていきます。</p> <div style="text-align: right;">  <p>稲城市イメージキャラクター<br/>稲城なしのすけ（消防団）</p> <p><small>© K.Okawara・Jet Inoue</small></p> </div> |

## 2 消防団員の処遇の改善

- (1) 消防団員は、生業を持ちながら昼夜を問わず各種災害に出動し、地域の安全と安心に大きく貢献しており、地域コミュニティの振興にも大きな役割を果たしています。その献身的な取り組みを支える家族の理解と協力を得られるよう、継続して福利厚生事業を推進するとともに、商工会と連携し、事業所に対して消防団員サポート事業\*の協力を求め加入促進に努めます。



- (2) 大規模災害発生時に対応した、重機操作等の特殊技能や専門的知識等を有する消防団員を確保するため、資格取得支援に努めます。
- (3) 専門的知識や技能を修得した消防団員をマイスター（資格取得者）として認定し、消防団員の指導を行う制度を検討します。
- (4) 消防団員に支給している年報酬および手当は、類似市と比較し改善を検討します。

## 2 消防団活動体制

### 【現状と課題】

- 1 大規模災害時での消防団活動に対する役割や期待が大きくなっていることから、消防団装備の充実や、全体の6割から7割を占める被雇用者消防団員が活動しやすい環境を整備するなど、消防団活動の充実を図る必要があります。
- 2 女性消防団員による活動として、救命講習や広報活動等、また大規模災害時での避難所設営や応急救護活動等において、きめ細やかな対応が期待されており、その需要も全国的に年々増加していることから、より活動しやすい環境を整備し、女性消防団員の活動の活性化を図る必要があります。



## 【施 策】

### 1 装備の充実

消防団員が効率的・機能的に活動することができる機材の改善を図り、安全装備品や救助活動用の機材を計画的に整備していきます。また、車両更新時には最新鋭の消防ポンプ自動車を整備するとともに、活動拠点となる詰所については、計画的な建築保全に努めます。

### 2 活動体制の整備

災害現場において、安全かつ迅速な消防団活動を実施するための現場指揮体制の強化を図ります。

特に地震や豪雨災害等の大規模災害時における指揮命令系統の統制を図り、活動する消防団員の安全確保のため、消防団本部に指揮監督的な立場の団員の導入を検討します。

### 3 事業所の協力

消防団員に占める被雇用者団員の割合は年々増加し、円滑な消防団活動を行う上では、事業者の理解と協力が必要不可欠となることから、事業者に対して、従業員である団員が防災活動に積極的に参加できる環境づくりを推進します。

### 4 女性消防団員の活動の活性化

女性消防団員が活動するうえで必要な技術等を指導するため、女性消防職員を配置し、訓練指導体制の強化を図ります。また、女性消防団員が活動しやすい環境づくりとして、広報活動で使用する資器材の整備を検討します。

### 5 消防署隊と地域との連携強化

消防団員の活動能力を高めるため、消防署隊とあらゆる災害を想定した活動訓練を実施し、相互の活動技術の向上を図ります。また、消防団は自主防災組織や関係機関との連携を強化するため、図上訓練や活動訓練を実施するとともに、今後も地域活動等への参加を積極的に推進します。



## 6 消防団教育訓練の充実

消防団活動に必要な消防活動能力、安全管理能力および指導力の向上を図るため、東京都消防訓練所の消防団員教育訓練計画に基づき訓練を実施します。また、稲城市で発生しうる災害を想定した訓練を実施するとともに、マスターの知識・技術の向上に努めます。



## 第5章 防災関係団体との連携

### 1 防災関係団体の充実

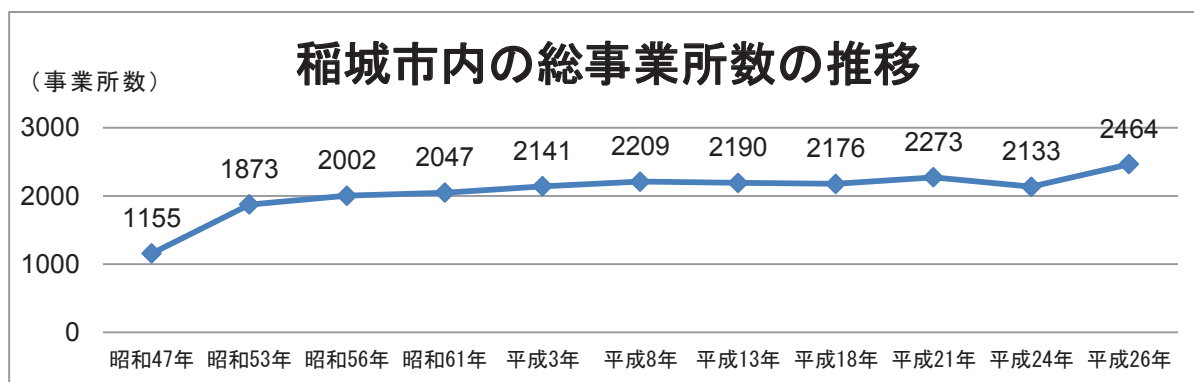
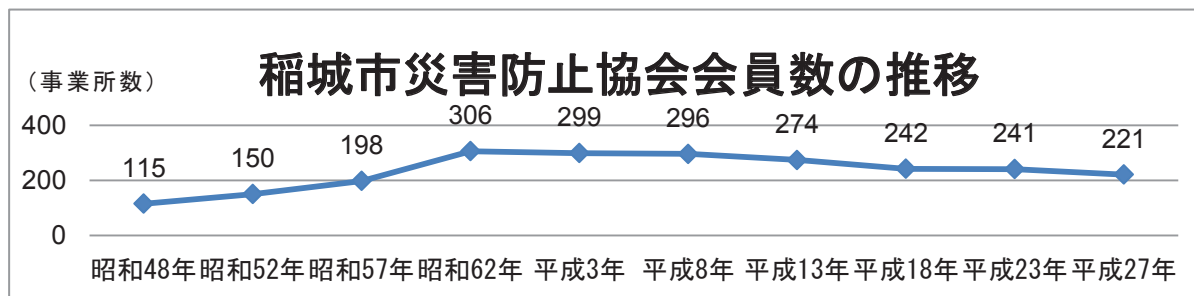
#### (1) 稲城市災害防止協会の活動と組織運営

##### 【現状と課題】

稲城市災害防止協会は、昭和48年5月、市内115の事業所有志の方々により「防火思想の普及と災害による被害の防止」を目的として設立され、安心して住める「災害のない街」を目指し、本会の趣旨に賛同する事業所等によって組織されています。

事業所職員や市民一人ひとりが防火・防災について正しい知識と行動を身につけるため、火災予防運動や防災週間、地域防災訓練、「Iのまち いなぎ市民祭」などのイベントにおける火災予防普及事業や防災関連団体への協力・支援、また一般市民や防火・防災管理者、危険物取扱者を対象とした研修会を開催するとともに、会員事業所を対象とした災害対策視察研修を実施し、地域防災力の向上に大きな役割が期待されています。

課題として、社会情勢の変化等により昭和62年に306会員まで増加した会員数が年々微減し、平成27年12月現在221会員となっており、事業所関係者自らによる火災予防、防災普及の啓発活動や震災時等における地域防災力の低下が懸念されます。



『事業所・企業統計調査、経済センサス』より

※市内の総事業所数は増加しているが、大規模事業所の支店やチェーン店等が多く、加入が進まない現状がある。

## 【施 策】

### 1 ホームページを活用した普及啓発事業

専用のホームページを活用し、火災予防関連情報、危険物関連情報や住宅用火災警報器\*に関する情報等を発信していますが、今後はホームページの充実を図り、より分かりやすく、効果的な防火・防災情報の発信を展開します。

### 2 会員の増強

今後も継続的に防災訓練、消防出初式や「I のまち いなぎ市民祭」など各種イベントに参加し、防火・防災に関する普及啓発と併せ、会員募集活動を積極的に展開します。

また、事業所等には災害防止協会の趣旨を説明し、火災予防、防災対策への支援などを含めた地域貢献への理解を求めるなど、新規会員の加入促進に努めます。



## (2) 稲城市女性防火クラブの活動と組織運営

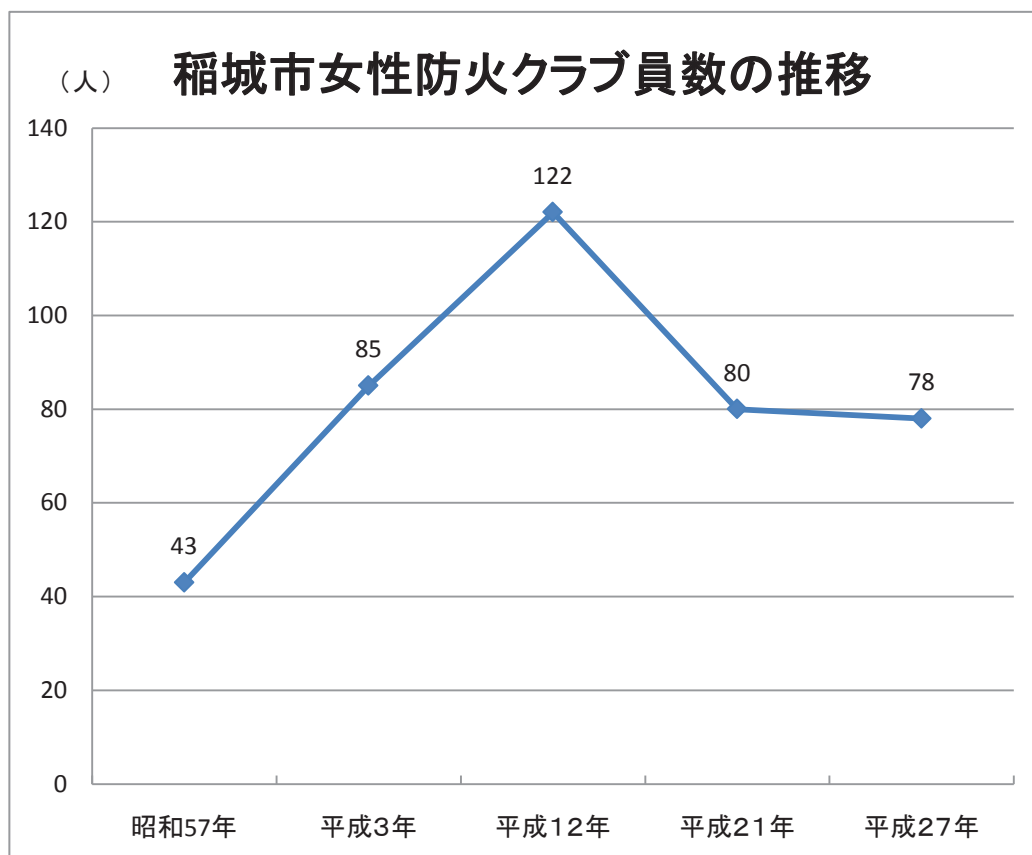
### 【現状と課題】

稲城市女性防火クラブは、昭和 57 年 11 月に「稲城市婦人防火クラブ」としてクラブ員 43 名で発足しました。

「自分の家庭は自分で守る。」「自分達の街は自分達の手で守る。」を合言葉に、家庭の主婦が中心となって、火災予防運動期間中の広報、住宅用火災警報器\*の設置促進、防火・防災研修会の実施、応急手当の普及や防災訓練での炊出しなど、「自助」「共助」の一端を担う活動を実施しているほか、防犯活動などにも活動の場を広げています。

平成 16 年、「稲城市女性防火クラブ」に名称を変更し、市内居住の女性が入会しやすい環境を整えています。

課題として、クラブ員の高齢化にともなう退会など、平成 10 年度に最大 128 名まで増加したクラブ員は平成 27 年 12 月現在 78 名に減少しており、地域における自助・共助の防災力の低下が懸念されます。



## 【施 策】

### 1 魅力ある活動の展開

防火防災にとどまらず、防犯や環境美化運動への参加など、地域の課題に主体的に活動続けるボランティア組織として、だれもが共感する魅力ある事業を推進し支援します。

### 2 クラブ員の確保

ライフスタイルが多様化し、近隣住民や地域コミュニティへの関心が希薄化しているなか、クラブを取り巻く環境も変化の一途を辿っています。市民自らが防災活動の必要性や重要性を深く認識し、参加したいと思うクラブを作り、その魅力をあらゆる機会で紹介することで、クラブ員の確保を支援します。



### (3) 稲城市少年消防クラブの活動と組織運営

#### 【現状と課題】

稲城市少年消防クラブは、昭和 57 年 4 月に坂浜地区少年消防クラブ、昭和 58 年 12 月に押立地区少年消防クラブが発足し活動しています。

少年消防クラブは、市内の小中学生を中心とした少年・少女により構成され、少年期から防火・防災についての知識・技術を身に付け、防火・防災研修、規律訓練、火災予防運動時のポスター作成や防火チラシの配布および防火パトロールの実施などの活動を行っています。

平成 25 年 12 月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が定められ、少年消防クラブが初めて法律の中で位置づけがされ、防災については幼少期から成長に応じた学習ができるようにすることが大切であり、社会教育や学校教育の場で取り上げられるようにしなければならないこととされました。

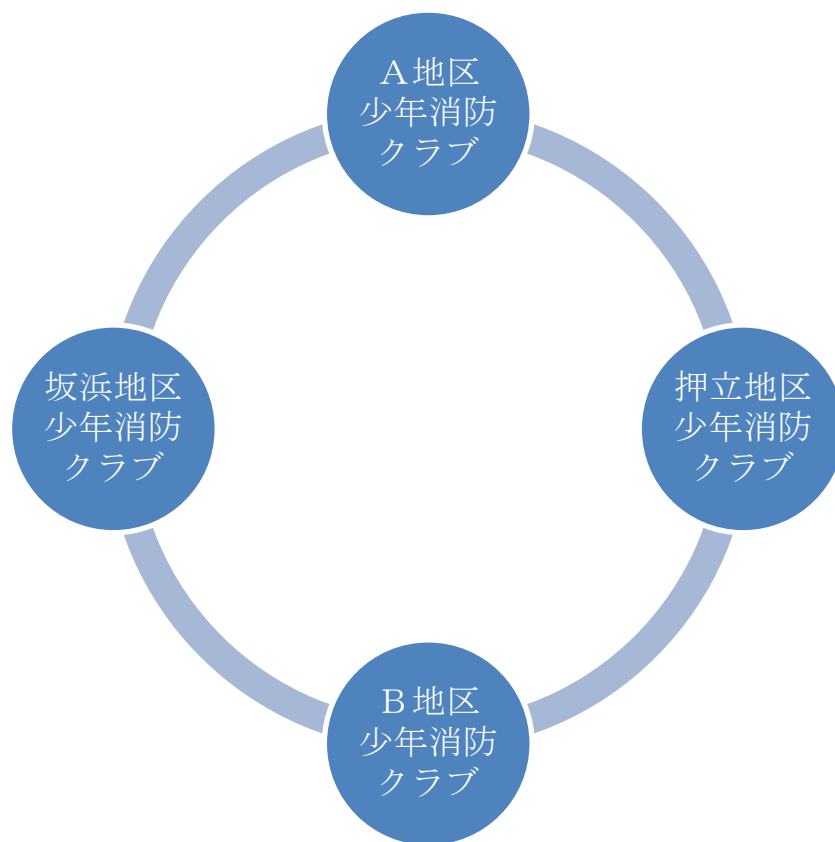
少年消防クラブは、坂浜、押立の 2 地区でクラブが組織されていますが、他の地域では組織されていないため、市内各地域への展開が課題となっています。



### 【施 策】

地域防災力を向上するためには、幼少期からの防火・防災教育は必要不可欠であり、防火・防災に関心を持ち、防災についての学習を通して生命と暮らしを守ることの大切さや防火マナー等を身につけることが大切です。

将来の地域防災の担い手となる人材育成を図るため、小中学校のPTAや父母の会に対して、少年消防クラブの活動を知っていただき、クラブ員の加入促進に努めます。



※少年消防クラブは押立地区および坂浜地区に組織されていますが、今後他の地域へのクラブ員加入促進に努めます。

## 2 防災関係団体の連携

### 【現状と課題】

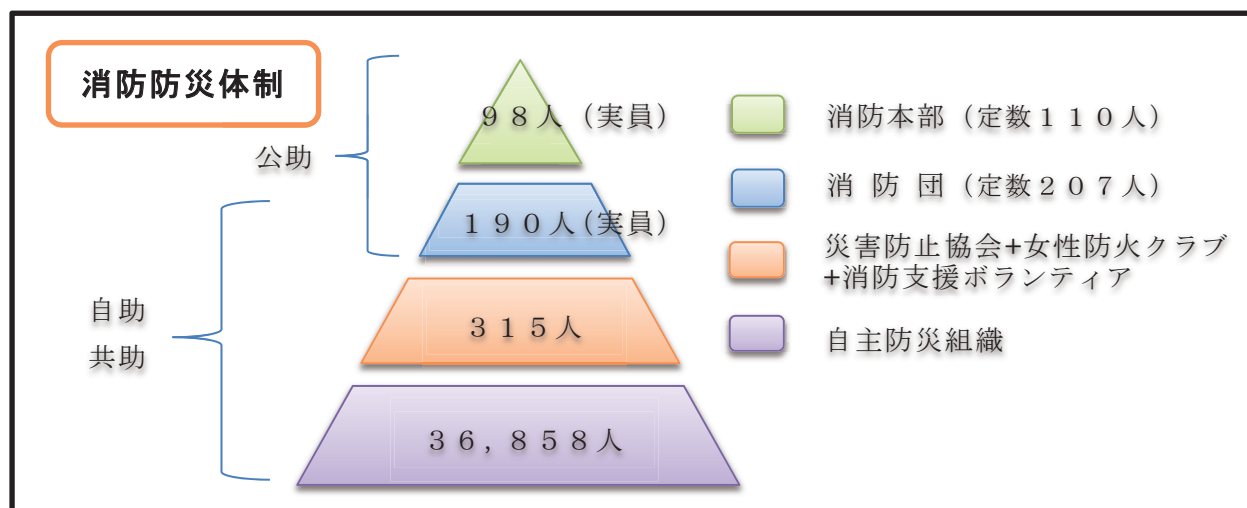
市内の防災関係団体である稲城市災害防止協会をはじめ、稲城市女性防火クラブ、坂浜・押立地区少年消防クラブ、消防支援ボランティアは、防災訓練をはじめ、各地区での防災訓練や火災予防運動、歳末警戒、出初式などの機会を捉え、顔の見える関係を構築し、一丸となって地域防災力の向上に努めています。

自然災害は、地震や台風、また近年では集中豪雨や大雪など、これまでの常識では考えられないような災害が頻発しており、国は地域防災体制の強化、地域防災力の充実を図ることを目的とする法律を定め、一人ひとりの生命、身体を守るための実施方法を明らかにし、皆が協働、協調することとされました。

今後も防災関係団体が、より一層顔の見える関係を構築し、災害時における相互の連携および地域との協力体制の向上を図ることが重要となります。

- 1 大規模災害発生時は、避難所運営支援や避難行動要支援者支援、炊き出しなど、地域に密着した活動が求められ、特に自主防災組織との連携は大変重要となり、混乱する災害時に日頃から十分なコミュニケーションをとっておく必要があります。
- 2 防災関係団体は、様々な視点による訓練を実施していますが、震災や台風などの自然災害は、災害概要に応じた対応力が必要となります。このため防災活動に必要な役割分担、相互の連携および地域との協力体制の構築が必要となります。

平成 27 年 12 月 1 日現在



## 【施 策】

### 1 防災関係団体相互の顔の見える関係づくり

行政機関、防災関係団体、自主防災組織は相互に密接した関係をつくり、維持していく必要があります。

個々に実施する防災行動力向上に関する訓練等を支援するとともに、具体的な連携について話し合う機会を設定し、平素より顔の見える関係づくりを構築します。

### 2 災害時一人ひとりの協働意識

災害発生時は、防災関係団体の一人ひとりが、リーダーシップを発揮した活動ができ、また、現場に応じた対応が出来るよう防火・防災活動の知識・技術の向上を支援します。



# 資料



## ◇第三次消防基本計画 用語の解説

### 【英字】

**A E D (Automated External Defibrillator 自動体外式除細動器の略称)**  
(P 18, 19)

心停止した人に電気ショックを与えて心臓の動きを回復させる装置。一般の方でも使用することができる。

**F R P (Fiber Reinforced Plastics ガラス繊維強化プラスチックの略称)**  
**内面ライニング (P 30, 31)**

ガラス繊維と樹脂でタンクの内側を補強する技術。

### 【あ 行】

**稲城市公共施設等総合管理計画 (P 5)**

公共施設等の老朽化による被害を未然に防ぎ、安全に使用するため策定された計画。

**稲城市地域防災計画 (P 9, 11)**

災害予防、災害応急対策およびその事前対策、災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図り、市民の生命・身体・財産を保護することを目的とした計画。

**違反処理 (P 32, 33)**

違反防火対象物に対し、法令違反であることを立証するため、司法当局との協議、証拠書類の整備を行い、違反是正を目的とする業務。

**応急手当奨励制度 (P 19)**

救命効果を高めるための方策の一つとして、応急手当普及に対する認識を高めてもらい、事業所や商店街、地域等自らが実行性のある応急救護体制づくりができるよう、救命講習に対する積極的な取り組みを奨励するもの。

### 【か 行】

**海溝型地震 (P 9)**

海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側プレートの下に潜り込もうとする海側プレートに引きずられてたわんだ大陸側プレートが跳ね返って発生する地震。規模は小さくても、被害が大きくなりやすい。

**家庭用燃料電池 (P 8)**

都市ガス・L P ガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させるシステム。

### **高規格救急車（P 15， 18）**

救命処置などの高度な救急処置が行える資機材を搭載した救急車。

### **気管挿管（P 18）**

病気などで呼吸機能が停止したとき、気管にチューブを挿入して肺に酸素を送る医療行為。平成 16 年（2004 年）7 月より講習を受けた救急救命士も実施できるようになった。

### **危険物施設（P 30， 31）**

消防法で定められているガソリン、灯油等の発火性または引火性物品等の危険物を一定の量以上貯蔵し、または取り扱う施設。

### **帰宅困難者対策（P 31， 32， 33）**

帰宅困難者の安全・安心を確保するため、帰宅困難者に対する災害時の一斉帰宅の抑制、情報提供、保護、支援などを行う対策。

### **救急搬送トリアージ（P 19）**

救急隊員が現場で患者のけがの程度や脈拍数などを確認し、緊急性がないと判断した場合は、患者の同意を得て自力での通院を促す制度。

### **救急カンファレンス（P 19）**

医師が患者の病態や治療について行う打ち合せや会議。

## **【さ 行】**

### **指定確認検査機関（P 29）**

建築基準法に基づき、建築確認や検査を行う機関として国土交通大臣や都道府県知事から指定された民間の機関。

それまで地方公共団体の建築主事だけが行っていた建築確認の民間開放を目的に改正された建築基準法が平成 11 年 5 月 1 日に施行されたことにより制度化された。

### **住宅用火災警報器（P 28， 34， 35， 45， 46）**

住宅火災による犠牲者の低減を図るため、火災の早期発見を目的として、住宅の居室、台所、階段上部等に設置し、感知器そのものが音声やブザー音を発し、単体で動作する警報器。

### **消防OAシステム（P 26， 27）**

災害や救急活動の報告・集計・統計をはじめとした査察業務、警防業務、予防業務などを支援することを目的としたシステム。

### **消防機動力（P 1 5）**

消防隊員をはじめ、消防装備となるポンプ車、はしご車、救急車、消防活動に使用する資機材などを活用しての総合的な消防力を発揮する能力。

### **消防団員サポート事業（P 4 0）**

稲城市商工会地域貢献事業として、商工会に加盟する事業所を消防団員および家族等が利用した際に、割引等のサービスが受けられるもの。

消防団員と商工会が連携し安全・安心な地域づくりを維持し、また福利厚生事業の充実による消防団員の確保と会員の事業所の新規顧客創出、地域活性化を図ることを目的とした事業。

### **消防同意（P 2 9）**

建築物（防火対象物）の安全確保のため、建築確認を必要とする建物について、消防機関が建築計画の消防上の問題点を確認し、消防用設備等に問題がないことをもって、建築に同意する制度。

### **消防力の整備指針（P 6）**

市町村が目標とすべき消防体制について、基本的な考えとその具体的な基準や内容について、国が定めた指針。

### **症例検討会（P 1 9）**

集積された症例を、あらかじめ決められた基準を基に解析した上、今後どのように取り扱うか検討し、総括的な決定をする検討会。

### **除細動（P 1 8）**

電気刺激により、心臓の拍動異常の原因となる心室細動・心房細動を抑えて、正常な調律に戻す治療法。

### **性能規定化（P 2 9）**

消防設備の基準について、技術革新に柔軟に対応できるように国が示した基準。

## **【た 行】**

### **梯体操作（P 2 0）**

はしご車のはしごを操作すること。はしご車の梯体基部には操作台が設置され、この操作台またははしご先端のバスケットに設置されている操作台で梯体をコントロールする。

### **土地区画整理事業（P 7）**

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

### **【や 行】**

### **薬剤投与（P 18）**

平成 18 年 4 月から救急救命士が行えるようになった特定行為のひとつ。医師の指示を得て行う、救急救命士によるアドレナリンの投与が認められた。

### **予防技術資格者（P 29）**

高度化・専門化する予防業務を的確に執行するため、総務省消防庁長官が定める資格試験に合格し、一定水準以上の予防業務経験を有するもの。

## ◇稲城市消防委員会委員名簿

|     | 氏 名       | 備 考                         | 就任(退任)年月日                   |
|-----|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 委員長 | 上 原 健 次   | 知識経験者選出消防委員<br>(元消防団長)      | 昭和60年2月1日就任                 |
| 委 員 | 松 本 幸 次 郎 | 消防関係選出消防委員<br>(消防団長)        | 平成8年4月1日就任                  |
| 〃   | 馬 場 芳 則   | 消防関係選出消防委員<br>(消防団副団長)      | 平成20年4月1日就任                 |
| 〃   | 奈 良 部 義 彦 | 消防関係選出消防委員<br>(災害防止協会会長)    | 平成10年5月1日就任                 |
| 〃   | 井 上 タ カ 子 | 知識経験者選出消防委員<br>(女性防火クラブ会長)  | 平成17年5月1日就任                 |
| 〃   | 城 所 清 美   | 知識経験者選出消防委員<br>(矢野口自治会会長)   | 平成26年4月1日就任                 |
| 〃   | 川 島 幹 雄   | 知識経験者選出消防委員<br>(東長沼自治会会長)   | 平成25年5月1日就任                 |
| 〃   | 北 口 隆 一   | 知識経験者選出消防委員<br>(大丸自治会会長)    | 平成23年6月1日就任                 |
| 〃   | 小 池 喜 一 郎 | 知識経験者選出消防委員<br>(百村自治会会長)    | 平成25年5月1日就任                 |
| 〃   | 阿 川 充     | 知識経験者選出消防委員<br>(坂浜自治会会長)    | 平成26年4月1日就任                 |
| 〃   | 馬 場 榮 次   | 知識経験者選出消防委員<br>(平尾自治会会長)    | 平成18年4月1日就任                 |
| 〃   | 川 崎 信 一   | 知識経験者選出消防委員<br>(押立自治会会長)    | 平成27年5月1日就任                 |
| 〃   | 茶 山 雅 史   | 知識経験者選出消防委員<br>(長峰ルナオーブ自治会) | 平成27年6月1日就任                 |
| 〃   | 関 和 彦     | 知識経験者選出消防委員<br>(押立自治会会長)    | 平成23年5月1日就任<br>平成27年4月30日退任 |
| 〃   | 篠 原 義 明   | 知識経験者選出消防委員<br>(長峰東地区自治会)   | 平成26年6月1日就任<br>平成27年5月31日退任 |

稲消本消第 803 号  
平成 26 年 11 月 13 日

稲城市消防委員会  
委員長 上 原 健 次 殿

稲城市長 高 橋 勝 浩

### 第三次稲城市消防基本計画について（諮問）

このことについて、稲城市消防委員会条例（昭和 42 年 10 月 13 日条例第 210 号）第 3 条の規定に基づき、次の事項を諮問する。

#### 記

#### 1 諮問事項

第三次稲城市消防基本計画策定に伴う消防体制の充実強化について

#### 2 諮問理由

平成 18 年に策定しました「第二次稲城市消防基本計画」が平成 27 年で終了することから、第二次消防基本計画の進捗経過を踏まえ、計画的な消防体制の整備を図っていくことが必要と考えます。

つきましては、消防委員会において当市の計画的な消防体制についてご審議をいただき答申を得たく諮問するものです。

この答申を踏まえ、第三次稲城市消防基本計画を策定していくこととしています。

稲 消 委 発 第 5 号  
平成 28 年 1 月 22 日

稲城市長 高 橋 勝 浩 殿

稲城市消防委員会  
委員長 上 原 健 次

### 第三次稲城市消防基本計画について（答申）

平成 26 年 11 月 13 日付稲消本消第 803 号をもって諮問された「第三次稲城市消防基本計画策定に伴う消防体制の充実強化」について下記のとおり答申いたします。

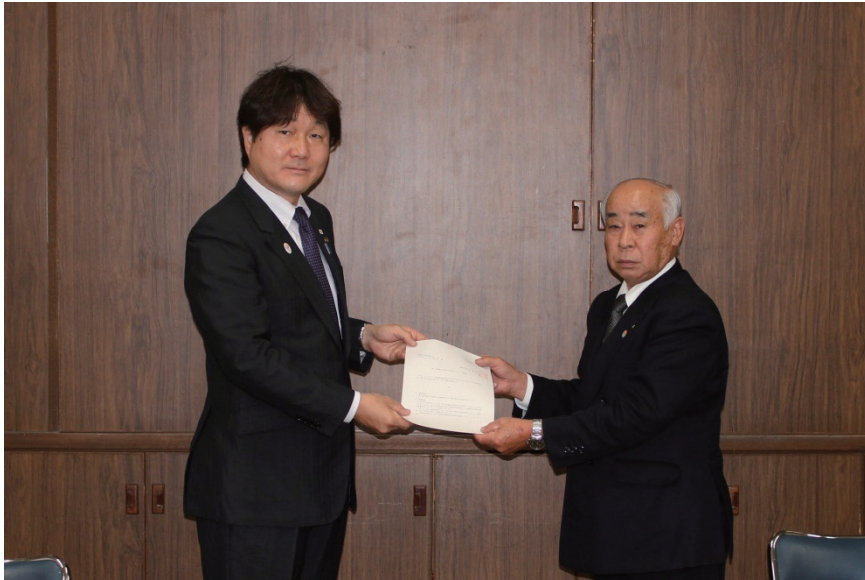
### 記

#### 答 申

消防本部の消防体制については市単独消防としての体制で、下記意見を尊重したなかで第三次稲城市消防基本計画を策定されたい。

#### 意 見

- 1 防災担当部局が消防本部に設置されている利点を活かし、震災時等において総合的な災害対応ができるよう体制の強化に努めること。
- 2 火災等の災害時における出動態勢や保有する機動力を計画的に整備し、総合的な防災力の維持に努めること。
- 3 国が整備する広域消防応援体制を目的とした緊急消防援助隊として、被災地への出動体制の確保に努めること。また、本市が被災した場合において、他本部による緊急消防援助隊の災害応援が受けられるよう、円滑な受援体制の整備に努めること。
- 4 地域防災力の中核を担う消防団員の確保及び体制強化に努めること。また、防災関係団体である自主防災組織、災害防止協会、女性防火クラブ、少年消防クラブの人員確保及び体制強化に努めること。
- 5 女性消防職員が働きやすい職場環境を確保すること。



市長より諮問文書の伝達



稲城市消防委員会審議のもよう



稲城市イメージキャラクター  
「稲城なしのすけ」

## 第三次稲城市消防基本計画

---

|        |                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日    | 平成 28 年 3 月                                                                   |
| 発行     | 稲城市                                                                           |
|        | 〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111                                                      |
|        | TEL 042-378-2111(代表)                                                          |
| 編集     | 稲城市消防本部                                                                       |
| ホームページ | <a href="http://www.city.inagi.tokyo.jp/">http://www.city.inagi.tokyo.jp/</a> |

---

表紙:平成29年度開所予定の消防出張所完成予想図



